

第8章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の基本方針

史跡後瀬山城跡の適切な保存管理を進めるため、基本方針を次のとおり定める。なお、第20表～第22表に史跡の規制基準を、第30図に史跡後瀬山城跡保存管理区分図を掲載した。

- ①史跡後瀬山城跡の恒久的な保存と未来にわたる確実な継承を図る。
- ②計画の対象範囲は、史跡指定の有無、遺構の分布状況、遺構の内容、土地の利用状況などにより地区の性格を異にしているため、その地区の特性に応じた地区区分を行い、地区毎に保存活用計画のあり方を定める。
- ③後瀬山城跡と守護居館跡の調査・研究を継続することにより、城館の本質的価値を高め適切な保存や新たな価値の発見につなげる。
- ④守護居館跡を拠点施設と位置付け、守護居館内やその周辺に史跡の価値を高めるガイダンス施設や、見学者が休憩するための東屋の設置を検討する。
- ⑤保存活用計画の対象地域には多くの住民が生活していることから、史跡等の保存ならびに周辺の景観保全と住民生活の調和をはかる。また、その際には、十分地元と協議する。
- ⑥史跡後瀬山城跡の公有地化を進めることを検討する。
- ⑦地域・住民と協働した保存管理に努める。
- ⑧未指定地の追加指定を進めるとともに、周辺の歴史・文化遺産と一体化した保存管理を行う。
- ⑨史跡後瀬山城跡周辺部特に小浜市街地には、若狭武田氏の家臣の屋敷跡と考えられる地割が存在する。そのため、当城跡と深く関連する周知の埋蔵文化財包蔵地にも留意する。

第20表 史跡の規制基準

規制基準	第1種 保護地域	第2種 保護地域		第3種 保護地域	史跡周辺 地域
	原則として調査研究・保存・管理・活用以外の現状変更は認めない地域	事前の調査の上、遺構保存を前提に現状変更を認める地域		急傾斜地として指定された地域	小浜西組伝統的建造物群保存地区保存条例の規制を受ける地域
ゾーン	A-1 ・A-2	B-1 ・B-2	C	D	—
地域概要	城郭遺構・守護居館跡等重要遺構の存在する地域	発心寺や常高院墓所が存在する地域	山城の重要な斜面を構成している地域	急傾斜地として指定された地域	中世以来の歴史的風致を良好に残す地域
発掘調査	現状変更に伴う発掘調査を実施 学術調査の必要があれば、土地所有者と協議して進める			原則として調査は実施しない	埋蔵文化財包蔵地内での開発の場合は発掘調査を実施
史跡整備	原則として公有地化はしない。ただし、重要遺構の現状保存が難しい場合、土地所有者と協議の上公有地化して整備する 発掘調査の結果を受けて史跡として復原整備を図る 守護居館跡整備、見学通路、便益施設、ガイダンス施設を史跡内もしくは周辺に整備する	現状保存を尊重する 管理用道路の整備を検討する		整備は行わない 急傾斜地の保全工事を行う 見学通路については事前に協議する (心光寺)	重要遺構が確認された場合協議して決定する
景観保全	現状を尊重する	史跡と調和した景観に配慮する		自然景観との調和を図る	中世以来の歴史的景観に配慮する
付記	歴史的風致を良好に残す小浜西組の景観に配慮する				

第2節 現状変更の基本方針

空印寺・発心寺等の社寺の新築・改築、上下水道工事等による現状変更届が見込まれることから、『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』ではこれらの現状変更に対応した運用基準の設定を行った。

その後小浜西組が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、山麓の守護居館跡が史跡後瀬山城跡に追加指定された。このことから、現状変更の運用基準の基本は『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』を踏襲しつつ、小浜西組、守護居館跡について新たに基本方針を定める。

史跡内で考えられる現状変更

- ① 遺構の復原、整備、活用
- ② 山林の伐採、植栽
- ③ 寺社建物の新築、増改築、除去
- ④ 農地（畑）の耕作等
- ⑤ 墓地の新築、改修等
- ⑥ 標識、電柱、柵、街路灯、遊歩道など工作物の設置
- ⑦ ガイダンス施設等の整備
- ⑧ 道路建設、道路改良等
- ⑨ 上・下水道等の建設・改修
- ⑩ 急傾斜地の擁壁設置等
- ⑪ 鉄道用地内での擁壁設置等
- ⑫ 管理保守用道路の設置
- ⑬ 家屋の新築、増改築、除去

第3節 現状変更の取り扱い基準

(1) 保存管理

史跡としての保存管理対象は、山上の地下遺構、石垣、^{たてぼり} 堅堀、^{くるわ} 郭などの露出遺構、樹木、景観、空印寺境内から守護居館跡に伴う遺構と景観、武田氏菩提寺としての^{ほっしん} 発心寺、酒井家墓所、^{じょうこういん} 常高院墓所とする。

これまでに申請された現状変更の内容は、第23表のように急傾斜地災害対策工事、寺社境内等の整備、史跡整備に伴う工事が主なものである。今後山上に位置する愛宕神社本殿・拝殿、山麓に位置する空印寺・発心寺の本堂等の修理、また上・下水道工事等の現状変更が予想され、それに対応すべき運用基準づくりが必要である。

基本的には文化財保護法第125条の規定に基づき現状変更申請が提出された場合は、遺構の確認を行うための発掘調査を実施した上で、遺構が確認された場合は開発の是非を検討し、遺構の保存を最優先に保存管理を図ることとしている。

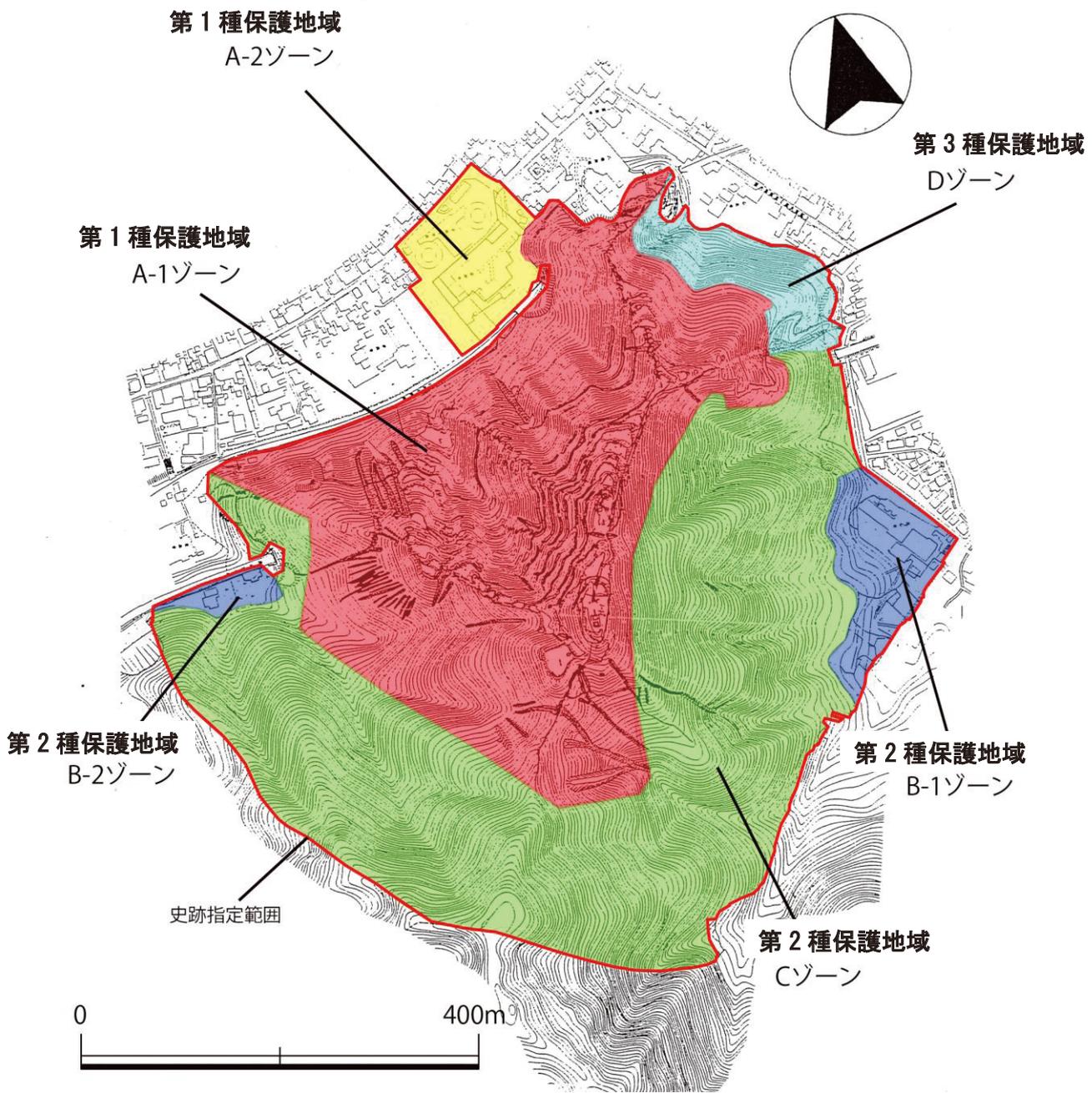
指定地内の露出遺構を含む遺跡の日常の管理については、管理団体である小浜市が行うものとし、指定地内での土砂崩れ・災害・倒木等による土地占有者が行う現状変更等については、文化財保護法第125条のただし書により管理団体への届出により当局の指示を仰ぎ措置するものとする。

また、守護居館跡については、小浜西組伝統的建造物群保存地区にも含まれることから、「小浜市伝統的建造物群保存地区保存計画」にある修理基準・修景基準、許可基準に則り、伝統的建造物に特定されている建造物等の修理および修景を行うものとする。巻末の資料編に小浜西組に関する記事を掲載しているため、ご参照いただきたい。

第21表 史跡後瀬山城跡保存管理基準1

種別	行為
山城遺構	後瀬山城跡の重要遺構が存在することから、原則として調査研究・保存・管理・活用以外の現状変更は認めない。ただし、遺跡を広く周知するための看板の設置や、山城主郭からの眺望を確保するため樹木の枝の伐採は、遺跡への影響を最小限に留めることを前提に協議の上認める。
守護居館	後瀬山城跡の重要遺構が存在することから、原則として調査研究・保存・管理・活用以外の現状変更は認めない。ただし、史跡整備に伴う発掘調査、守護居館の整備は遺跡への影響を最小限に留めることを前提に協議の上認める。
神社建物	本殿・拝殿が主郭に存在するが、当該主要建物は当面現在地にて保存する。将来改築等が行われる時は、原則として事前に発掘調査を行った上で協議する。
寺院建物	本堂・庫裡等が存在する地区については、当該主要建物は当面現在地にて保存する。将来改築等が行われる時は、現状変更申請により原則として事前に発掘調査を行った上で協議する。空印寺は本堂・庫裡・土蔵・薬医門が伝統的建造物の特定物件になっているため、遺構・景観に影響を及ぼさない範囲で修理・修景を認める。

墓地	寺院境内地に所在する墓地は、過去埋葬ごとに増加拡大され今日に至っている。墓地の造成、改修、移転は、申請により遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。
山林	樹木の伐採については、抜根なしを前提に認める箇所と、遺構保存を前提に認める箇所に分かれるが、遺構と景観に影響を及ぼさない範囲で認める。
農地（畑）	畑は、過去耕作を増加拡大し今日に至っている。畑地の耕作等は、遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。
道路	道路・林道の新設は、管理道路のほかは認めない。ただし、史跡の活用を図る上で必要な遊歩道の整備は遺構に影響のない場合に限りこれを認める。
水路	水路による現状変更は認めない。部分改修・増設、簡易な改修については、原則として事前の発掘調査を行った上で協議する。
宅地	建造物の新築による現状変更は認めない。部分改築・増築、簡易な建物については、原則として事前の発掘調査を行った上で協議する。
上下水道	地下に埋設する上水管、下水管の新設・改修については、原則として事前の発掘調査を行った上で協議する。
治山・砂防工事	砂防ダム等の災害防止のための新設・増設による現状変更は、人命尊重を第一に認める。部分改修・簡易な改修については、原則として事前の発掘調査を行った上で認める。ただし、計画的に行われる工事については協議を行うものとする。
災害工事	災害復旧のために必要な応急措置をとる場合、遺構に影響を及ぼす場合については、原則として事前の協議を実施する。
鉄道用地	樹木伐採は、除雪林としての性格からも現状保存を尊重する。ただし、必要が生じた時は、市教育委員会と協議するが、用地に設置する工作物の新築は、原則として発掘調査を行った上で協議する。
上記以外	整備工事に伴うものは認める。遺構に影響を及ぼす範囲については、原則として事前の発掘調査を行った上で協議する。日常維持管理および日常生活に必要なものについては遺構保存を尊重する。



第30図 史跡後瀨山城跡 保存管理区分図

第22表 史跡後瀬山城跡保存管理基準2

規制基準	第1種保護地域		第2種保護地域			第3種保護地域	史跡周辺地域	
	原則として調査研究・保存・管理・活用以外の現状変更は認めない地域		事前調査の上、遺構保存を前提に現状変更を認める地域			急傾斜地として指定された地域	小浜西組伝統的建造物群保存地区保存条例の規制を受ける地域	
ゾーン	A-1	A-2	B-1	B-2	C	D	小浜西組伝統的建造物群保存地区	
地域の概要	城郭の重要遺構が存在する地域	守護居館の重要遺構が存在する地域	武田元光が再興した発心寺が存在する地域	常高院墓所が存在する地域	山城の重要な斜面を構成している地域	急傾斜地として指定された地域	中世以来の歴史的風致を良好に残す地域	
許可申請	小浜市教育委員会に連絡後、現状変更許可申請書を作成し福井県教育委員会、文化庁の許可を得る						小浜市教育委員会および小浜市伝統的建造物群保存地区保存審議会の許可を得る	
公有地化	原則として公有地化はしないただし重要遺構の現状保存が難しい場合、土地所有者と協議の上公有地化して整備する		重要遺構の現状保存が難しい場合、土地所有者と協議の上公有地化を行うことがある			公有地化はしない	重要遺構が確認された場合協議して決定する	
発掘調査	現状変更に伴う発掘調査を実施 学術調査の必要があれば所有者と協議して進める					原則として発掘調査は実施しない	埋蔵文化財包蔵地内での開発の場合は事前の発掘調査を行う	
史跡整備	原則として公有地化はしないただし、重要遺構の現状保存が難しい場合、土地所有者と協議の上公有地化して整備する 発掘調査の結果を受けて史跡として復原整備を図る 見学通路の整備を図る		現状保存を尊重する 管理用道路の整備を検討する			整備は行わない 急傾斜地の保全工事は行う 見学通路については事前に協議する (心光寺)	重要遺構が確認された場合協議して決定する	
景観保全	現状を尊重する		史跡と調和した景観に配慮する			自然景観との調和を図る	中世以来の歴史的景観に配慮する	
現状変更の規制	地形の変更	原則として調査研究・保存・管理・活用以外は認めない	原則として調査研究・保存・管理・活用以外は認めないただし事前調査の上、地下遺構に影響をおよぼさない場合は遺構保存を前提に現状変更を認める	事前調査の上、地下遺構に影響を及ぼさない場合は遺構保存を前提に現状変更を認める			災害防止のための工事は認める	—
	山林伐採・植栽	伐採は抜根なしを前提に認める (ただし発掘調査及び史跡整備は除く)		伐採は抜根なしを前提に認める 植栽は協議の上認める			災害防止のための植林は認めるが伐採は認めない	—

規制基準	第1種保護地域		第2種保護地域			第3種保護地域	史跡周辺地域	
	原則として調査研究・保存・管理・活用以外の現状変更は認めない地域		事前調査の上、遺構保存を前提に現状変更を認める地域			急傾斜地として指定された地域	小浜西組伝統的建造物群保存地区保存条例の規制を受ける地域	
ゾーン	A-1	A-2	B-1	B-2	C	D	小浜西組伝統的建造物群保存地区	
地域の概要	城郭の重要遺構が存在する地域	守護居館の重要遺構が存在する地域	武田元光が再興した発心寺が存在する地域	常高院墓所が存在する地域	山城の重要な斜面を構成している地域	急傾斜地として指定された地域	中世以来の歴史的風致を良好に残す地域	
許可申請	小浜市教育委員会に連絡後、現状変更許可申請書を作成し福井県教育委員会、文化庁の許可を得る						小浜市教育委員会および小浜市伝統的建造物群保存地区保存審議会の許可を得る	
現状変更の規制	寺社の新築・増改築、除去	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない。ただし既存の建築物および工作物の改築については、事前に発掘調査を行った上で協議の上認める。また、宗教活動にともなう遺構等に影響をおよぼさない仮設物の設置は、協議の上認める	同左。また、既存の建築物および工作物の移転または除去で、遺構等に影響をおよぼさない措置がとられる場合は認める	既存の建築物および工作物の改築で、設置範囲、用途、規模、構造等に著しい変更がない場合は事前に発掘調査を行った上で協議の上認める。また、宗教活動にともなう遺構等に影響をおよぼさない仮設物の設置は、協議の上認める	既存の建築物および工作物の改築で、設置範囲、用途、規模、構造等に著しい変更がない場合は事前に発掘調査を行った上で協議の上認める。また、宗教活動にともなう遺構等に影響をおよぼさない仮設物の設置は、協議の上認める	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない。	認めない	小浜西組伝統的建造物群保存地区の修理基準・修景基準に適合している場合は改築を認めるが、それ以外は認めない
	農地の耕作等	—	—	遺構に影響のない範囲の耕作は認める	—	—	—	—
	墓地の新築、改修等	—	遺構に影響のない範囲で認める	遺構に影響のない範囲で認める	遺構に影響のない範囲で認める	—	—	—
	標識、電柱等の工作物設置	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない。ただしJRが落雪のための工作物を設置する場合は協議する	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない。ただし事前調査の上、地下遺構に影響をおよぼさない場合は遺構保存を前提に現状変更を認める	事前調査の上、地下遺構に影響を及ぼさない場合は遺構保存を前提に現状変更を認める		—	—	認めない

規制基準	第1種保護地域		第2種保護地域			第3種保護地域	史跡周辺地域
	原則として調査研究・保存・管理・活用以外の現状変更は認めない地域		事前調査の上、遺構保存を前提に現状変更を認める地域			急傾斜地として指定された地域	小浜西組伝統的建造物群保存地区保存条例の規制を受ける地域
ゾーン	A-1	A-2	B-1	B-2	C	D	小浜西組伝統的建造物群保存地区
地域の概要	城郭の重要遺構が存在する地域	守護居館の重要遺構が存在する地域	武田元光が再興した発心寺が存在する地域	常高院墓所が存在する地域	山城の重要な斜面を構成している地域	急傾斜地として指定された地域	中世以来の歴史的風致を良好に残す地域
現状変更の規制	ガイダンス施設等の整備	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない		認めない	小浜西組伝統的建造物群保存地区内で家屋を修理基準・修景基準に適合させている場合は認める
	道路改良等	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない	同左 ただし公益上必要な電気、水道、下水道等設備の新設、改修、復旧については事前の発掘調査を行った上で協議する	史跡の活用を図る上で必要な遊歩道の整備は遺構に影響のない場合に限りこれを認める		認めない	埋蔵文化財包蔵地内での開発の場合は事前に発掘調査を行う
	上下水道建設・改修等	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない	同左 ただし上下水道管の新設・改修については事前の発掘調査を行った上で協議する	事前の発掘調査の上、地下遺構に影響を及ぼさない場合は遺構保存を前提に現状変更を認める	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない	認めない	埋蔵文化財包蔵地内での開発の場合は事前に発掘調査を行う
	石垣等変更	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない	事前の発掘調査の上、地下遺構に影響を及ぼさない場合は遺構保存を前提に現状変更を認める		認めない	災害防止のための工事は認める
	急傾斜地の擁壁設置等	非常災害発生に対応するための応急的措置を行う場合は、許可申請を要しないものとするが、措置完了後すみやかに市教育委員会を通じて文化庁および福井県教育委員会へその旨を報告するものとする。				災害防止のための工事は認める	—
	家屋の新築、増築、改築	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めないただし小浜西組伝統的建造物群保存地区の修理基準・修景基準に適合している場合は改築を認める	原則として史跡の保存・管理・活用以外は認めない		認めない	小浜西組伝統的建造物群保存地区の修理基準・修景基準に適合している場合は改築を認めるが、それ以外は認めない

(2) 現状変更における基本原則

現状変更の基本原則は以下のものとする。

- ・ 遺構に影響を及ぼす行為は、原則として変更を認めない。
- ・ 地形の改変は、災害の復旧などを除き原則として認めない。

ただし、住民生活および生業の維持、また関係者の所有権や財産権に十分配慮するとともに、防災面など関連する各種法令との調整をはかる必要がある。

次の行為は、文化庁および関係機関と協議を行った上で、現状変更許可申請が必要となり、文化庁長官の許可を得なければならない。これらは原則として地下遺構に影響を及ぼさないものであることを前提とする。

- ① 遺跡の保存や実態把握に関する発掘調査。
- ② 遺跡の保護を目的とする整備。
- ③ 史跡の維持管理や公開活用のために必要で、遺跡に影響を及ぼさず、かつ史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合。
- ④ 防災上必要な施設、また人命・財産の安全にかかわる施設の設置。
- ⑤ 建築物及び工作物の増築・改築・移転・除去や、公益上必要な電気、水道、下水などの地中埋設物の新設、改修、復旧、撤去。
- ⑥ 仮設物の設置。
- ⑦ 掘削を行わない樹木の伐採行為。
- ⑧ 新たな植栽を行う場合。

なお、現状変更に際しては、事前に発掘調査を行い、地下から遺構が確認された場合には、遺構の保存を図る。

以下の行為は、緊急または軽微かつ地下遺構の保全に影響を及ぼさない現状変更であり、現状変更の許可は必要としない。ただし、現状変更の許可を要しないか否かについては、事前に文化庁・福井県教育委員会・小浜市教育委員会による十分な協議をおこなって確認するものとする。

① 非常災害のために必要な応急的措置

大地震、台風などの非常災害に対する応急措置。

② 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

史跡がき損しまたは衰亡している場合における、当該き損または衰亡の拡大を防止するための応急措置。

③ 維持の措置

掘削を伴わない枯損木・危険木の伐採・樹木の剪定・枝払いなどの不定期に行う維持管理行為。または、草刈り・病害虫の防除措置などの定期的に行う維持管理行為。

(3) 今後保護を要する範囲

平成 28 年 10 月に追加指定になった後瀬山麓の守護居館跡については、居館を巡る西側堀跡までを史跡指定地としており、そのさらに西側は史跡範囲に含めていない。

近年の守護に関する研究の中で、守護居館の周辺には臣下の屋敷等が所在した可能性が指摘されていることから、周辺地も含め将来的に発掘調査を実施し、その範囲の取扱いについては改めて検討を加える必要がある。

(4) 史跡周辺地域

史跡後瀬山城跡の指定地外にかけて関連する遺構が存在する「周知の埋蔵文化財包蔵地」における土木工事などの開発行為等については、文化財保護法（特に第 93 条）にもとづく手続きが必要となる。しかし、遺構の実態は明らかでないことから、今後調査などを継続し、実態を明らかにするとともに、史跡への追加指定を図り、適正に保護する必要がある。

第 2 3 表 史跡後瀬山城跡現状変更一覧

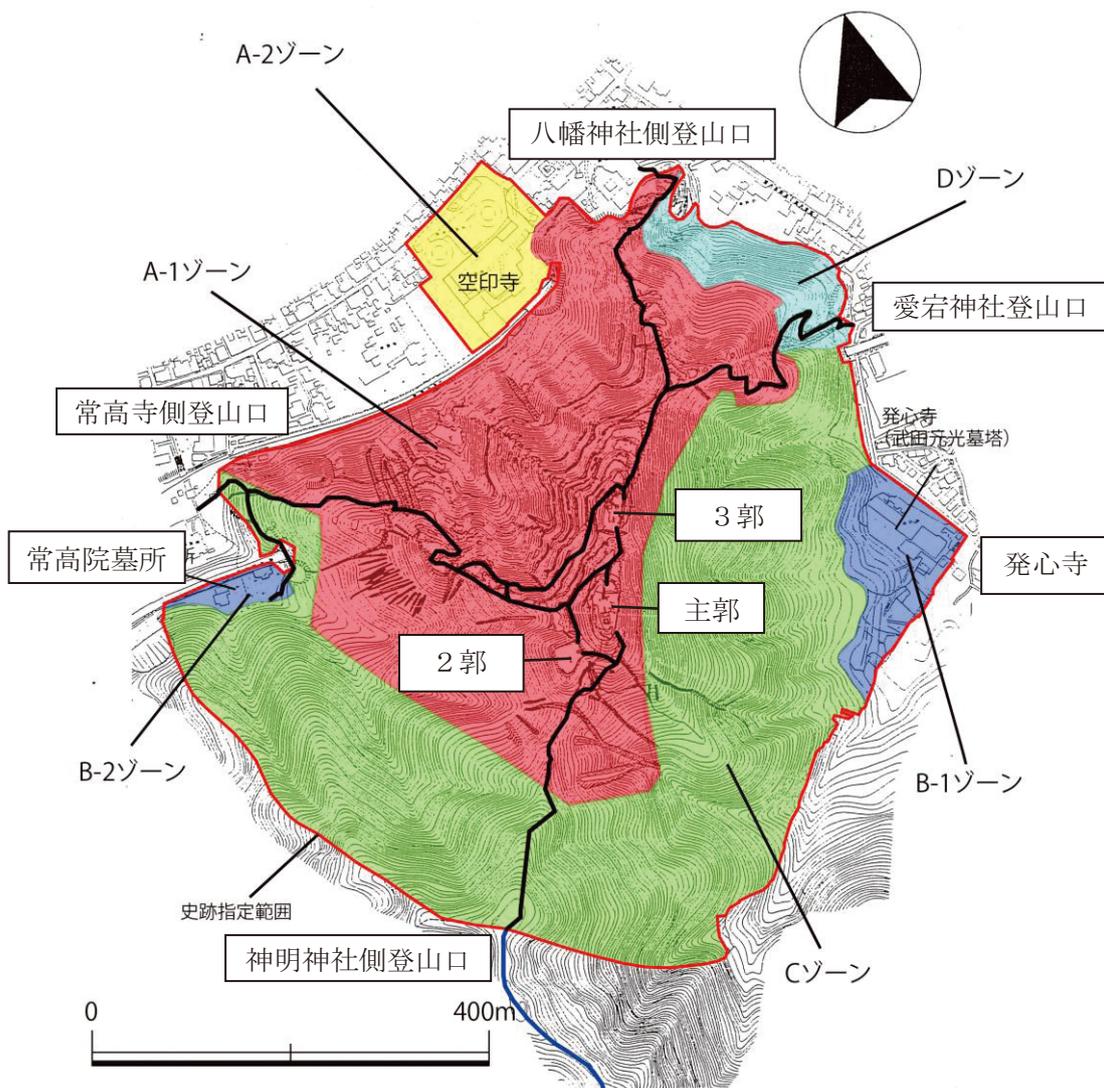
	申請者	申請日	所有者	変更理由	現状変更許可日	備考
1	小浜市長 村上利夫	平成 14 年 10 月 31 日	宗教法人発心寺	見学路整備	平成 14 年 12 月 20 日	14 委庁財第 4 の 1016 号
2	小浜市長 村上利夫	平成 15 年 7 月 4 日	宗教法人発心寺	園路整備	平成 15 年 8 月 8 日	15 委庁財第 4 の 622 号
3	小浜市長 村上利夫	平成 16 年 7 月 13 日	宗教法人発心寺 宗教法人心光寺	見学路整備	平成 16 年 9 月 3 日	16 委庁財第 4 の 820 号
4	小浜市長 村上利夫	平成 17 年 7 月 4 日	宗教法人発心寺	案内板等設置	平成 17 年 8 月 10 日	17 委庁財第 4 の 682 号
5	福井県知事 西川一誠	平成 17 年 7 月 28 日	宗教法人心光寺	防災工事	平成 17 年 9 月 30 日	17 委庁財第 4 の 968 号
6	宗法教人発心寺 代表役員原田雪溪	平成 18 年 11 月 20 日	宗教法人発心寺	木竹の伐採	平成 18 年 11 月 27 日	小浜市教育委員会 会指令第 4 号
7	宗法教人発心寺 代表役員原田雪溪	平成 24 年 4 月 25 日	宗教法人発心寺	建物建替及び 排水路敷設	平成 24 年 6 月 15 日	24 受庁財第 4 の 468
8	小浜市長 松崎晃治	平成 24 年 7 月 19 日	宗教法人空印寺	発掘調査	平成 24 年 9 月 21 日	24 受庁財第 4 号 の 984
9	関西電力株式会社 小浜営業所	平成 25 年 3 月 8 日	宗教法人空印寺	電柱移設	平成 25 年 6 月 21 日	25 受庁財第 4 号 の 214
10	小浜市長松崎晃治	平成 25 年 6 月 12 日	宗教法人発心寺	発掘調査	平成 25 年 7 月 19 日	25 受庁財第 4 号 の 533
11	宗法教人発心寺 代表役員原田雪溪	平成 26 年 2 月 18 日	宗教法人発心寺	排水施設 工事等	平成 26 年 3 月 18 日	25 受庁財第 4 号 の 2162
12	福井県知事 西川一誠	平成 26 年 4 月 9 日	宗教法人心光寺 宗教法人発心寺	擁壁設置等	平成 26 年 5 月 16 日	26 受庁財第 4 号 の 72
13	福井県知事 西川一誠	平成 27 年 5 月 7 日	宗教法人発心寺	谷止め工	平成 27 年 6 月 19 日	27 受庁財第 4 号 の 420
14	小浜市長 松崎晃治	平成 27 年 11 月 16 日	宗教法人発心寺	発掘調査	平成 28 年 1 月 15 日	27 受庁財第 4 号 の 1620
15	小浜市長松崎晃治	平成 28 年 12 月 19 日	宗教法人愛宕神社 宗教法人心光寺	看板設置	平成 29 年 1 月 27 日	28 受庁財第 4 号 の 1646
16	小浜市長松崎晃治	平成 29 年 1 月 23 日	宗教法人空印寺	発掘調査	平成 29 年 3 月 10 日	28 受庁財第 4 号 の 1848
17	宗教法人発心寺 代表役員原田雪溪	平成 29 年 4 月 20 日	宗教法人発心寺	建物改修等	平成 29 年 7 月 21 日	29 受庁財第 4 号 の 458
18	宗教法人空印寺 代表役員岸本祐孝	平成 29 年 8 月 2 日	宗教法人空印寺	墓地移設	平成 29 年 9 月 15 日	29 受庁財第 4 号 の 854

第9章 史跡の活用

これまでの章で検討・整理してきた、のちせやまじょうあと後瀬山城跡の遺構の現況と特性をふまえ、史跡後瀬山城跡の保存活用計画策定にあたっての活用の基本的な考え方を次のように定める。

第1節 史跡の活用状況

後瀬山は小浜市街地の背後にあって身近に登れる山として市民の利用度も高い。そのため市民の散策コースとして重視され遊歩道の設置が望まれていた。そこで地元・小浜市文化財保護審議会・小浜市などが協議し、遺構をまったく破壊しない工法で工事を行った。この工事は昭和57・58年度（1982・1983）の2ヶ年で行われ、登山口には昭和59年（1984）案内板を設置した。また平成14年度から17年度に愛宕神社登山口からの遊歩道の整備を行った。



第31図 山麓と山頂を結ぶ主要な通路図

このように、遊歩道の整備、標柱および解説看板の設置を行っているが、未だ本格的な活用を実施する状況には至っていないのが現実である。後瀬山城跡は自然ウオークや健康ウオークの場として市民のニーズは高い。第 31 図にあるように、後瀬山城跡へは愛宕神社登山口側、青井の神明神社側、常高寺側、八幡神社の大きく 4 つのルートからの登山ルートを想定しているが、道がわかりにくいという苦情も寄せられている。

学校連携の観点からは、未来を担う子供たちを対象に郷土の偉人の副読本を配布するなど郷土に愛着をもってもらえるよう活動を行っており、今後も継続していくことが重要である。

第 2 節 活用のための施策

今後、史跡の保存整備・活用に関する基本計画の策定を行い、以下の検討を進める。なお、検討に当たっては史跡の保存管理を主管する文化課、農林水産の振興、管理を主管する農林水産課、公園および観光地としての管理運営を主管する商工観光課・都市整備課をはじめとして関係する部署や機関が適切に協議・調整しながら事業を進めていく。以下、基本方針を示す。

- ① 史跡後瀬山城跡がもつ歴史的価値およびその保存・管理・活用の考え方などを広く周知し、後瀬山城跡および山麓の守護居館跡の全体像に関する認識がより多くの人々の間で深められるよう努める。特に、小浜小学校や今富小学校の子供たちは、すぐ近くに後瀬山城跡など多くの文化遺産が存在することを知らないで育つ子供も多いことから、地域に愛着を持ってもらう施策を進めていく。

第 32 図の写真のように、現在も 7 月第 2 土曜日に執り行われる愛宕まつりでは、後瀬山に松明を担いで登っており、史跡と祭礼が共存している一例といえる。今後もこれら団体と連携しながら、史跡のよりよい活用を行っていく。



愛宕まつり 1



愛宕まつり 2

第 3 2 図 史跡の活用の一例①

- ② 学校教育との連携として、市内各所におけるフィールドワーク（野外学習）や出前講座を含めて事業を実施し、地域に愛着を持ってもらう施策を進めていく。そこに実物があることで経験の醍醐味を感じられる。また、年齢階梯に応じた見学・学習プログラムの開発ということも連携の重要な鍵である。そのため整備の過程を含めた活用の方策の一つとして、市内小・中学校の先生方に早い段階から参加いただき、歴史学習・総合学習プログラムや教材の開発を検討していく。とりわけ近隣の小浜小学校、今富小学校、小浜中学校との連携を模索していく。第33図の写真のように「史跡巡りウォーク」や「後瀬山城跡探索会」などを市民と協働で行い、史跡の周知を積極的に行っていく。



後瀬山登山1



後瀬山登山2

後瀬山城跡探索会

後瀬山城は大永2年（1522）に若狭守護5代武田元光により築城されました。現在お城は廃城ですが、遺構が幾つか発掘され平成9年に国の史跡として指定されました。後瀬山城の史跡を探索し往時を偲びたいと探索会を企画しました。ご参加ください。

日時 平成30年7月17日（火曜）午後1時～4時30分

日程 午後1時 受付 本境寺（小浜市小浜電田65番地）

（車の方は山門横駐車場から境内に入り奥に駐車下さい。）

午後1時30分 出発 後瀬山愛宕さん鳥居口から登山

（小浜市文化課学芸員西島伸彦さんに説明して頂きます。）

午後4時30分 終了解散

費用 不用

人数 20名程度

その他 山歩きに相応しい装備をお願いします。（雨天中止）

雨天中止の場合は本境寺にて後瀬山城についてのお話を学芸員にして頂きます。

若狭武田氏史跡巡りウォーク

若狭武田氏は中世室町時代若狭の守護でした。小浜市内に残る若狭武田氏の史跡の幾つかを巡り、小浜の歴史への見聞を広め往時を偲びたいと思います。

日時 平成30年11月9日（金曜日）午後1時～4時30分
（車は山門横駐車場奥から境内に入り駐車してください。）

日程 午後1時 集合受付 本境寺（小浜市小浜電田65）

午後1時30分 出発

午後4時30分頃 終了解散

（小浜市文化課・西島伸彦学芸員に説明して頂きます。）

コース 本境寺（電田）～仏国寺（伏原）～兜心寺（伏原）～八幡神社（男山）～武田氏館跡（男山）～樗雲寺（大原）～東光寺（浅間）～本境寺（電田）

費用 レクレーション保険代（一人50円）

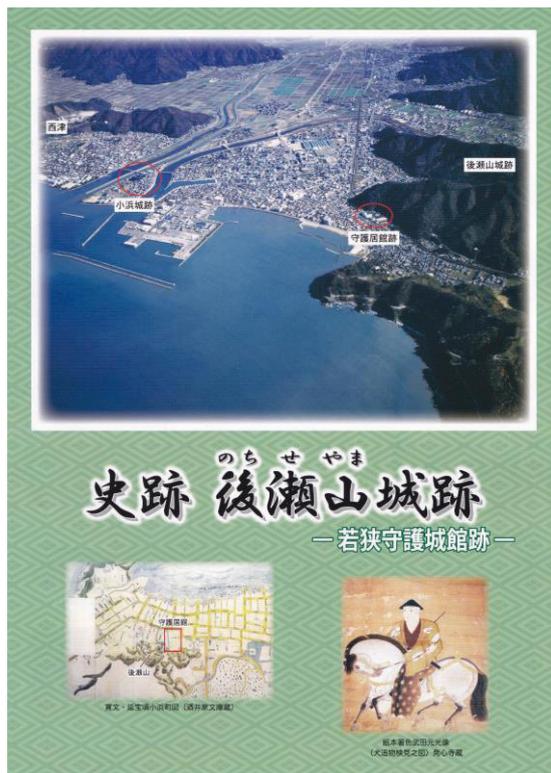
人数 20名程度

その他 雨天中止（小雨決行）

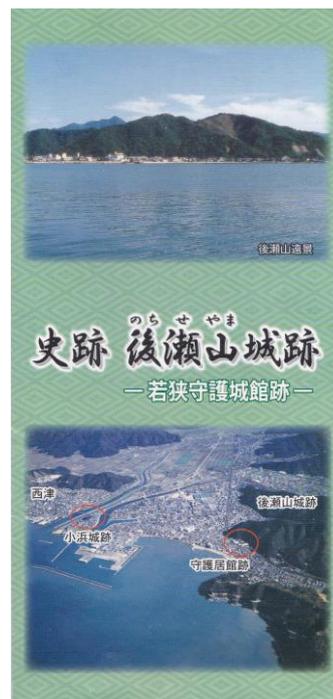
中止の場合は若狭武田氏についてのお話をして頂きます。

第33図 史跡の活用の一例②

- ③ 史跡後瀬山城跡を広く活用してもらうため、草刈り、清掃、巡視、点検等の日常的な維持管理は、地域住民の参加を得ながら行政と市民全体で支え合う体制作りに努める。史跡の維持管理運営に積極的に参加する市民ボランティアや地域住民を育成するため、幅広い年齢層の参加を促進するとともに、楽しみながら学べる公開講座等、人材育成の仕組み作りを検討する。具体的には史跡を学ぶための公開講座、遺跡・文化財探訪、その他史跡を利用するイベント等、様々な種類の活用方策を検討し、より幅広い年齢層に史跡を利用し交流できる機会を提供できるようにする。これらをさらに発展させ、地域住民有志による保存会のようなものを設立できるように働きかけを行う。
- ④ 市内の関連文化財・観光地とのネットワーク化を進める。ネットワークにおいては具体的な移動手段、方法をはじめ、スマートフォンやタブレットPCなどを利用したの情報提供・移動訪問支援を検討する。また、福井県嶺北地域や京都・滋賀など隣接地域等を含めた広域観光ネットワークの構築についても検討を行う。当市では『小浜市・若狭町歴史文化基本構想・同保存活用計画』、『小浜西組伝統的建造物群保存地区保存計画』を策定し、平成27年度には『海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～』^{みけつくに}として日本遺産に認定を受けている。史跡後瀬山城跡はその構成文化財のひとつになっている。さらに平成30年度には『荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～』^{きたまえぶね}として日本遺産の追加認定を受けている。史跡後瀬山城跡も今後これら日本遺産の諸事業と連携を深めていく。
- ⑤ 史跡後瀬山城跡に追加指定となった守護居館跡は小浜西組伝統的建造物群保存地区に含まれており、伝統的建造物の修理・修景、景観形成助成事業などを実施している。特に三丁町は消雪装置の設置や電線の整理などを行っている。また、小浜西組に隣接した場所に明治時代の芝居小屋「旭座」^{あさひざ}が移築復原され公開活用されている。これらを有機的に繋ぐことにより、まち歩き観光として観光客の回遊性を高める取り組みをさらに進めていく。
- ⑥ 史跡の公開と活用としては、史跡を紹介しその魅力を知らしめるための解説ツールやホームページ制作、ケーブルテレビの活用、書籍の発行等、情報発信を積極的に行う。現在第34図のように、パンフレットを制作し史跡の周知を図っているが、史跡の利用者・来訪者受け入れ条件は未整備であるため来訪への積極的な情報発信は行われていないが、観光ネットワークの構築を含め、史跡としての内容を積極的に行っていく。



史跡後瀬山城跡パンフレット 1



史跡後瀬山城跡パンフレット 2

第 3 4 図 史跡の活用の一例③

- ⑦ 当史跡の山城跡部分は愛宕神社登山口側の遊歩道を整備し、ベンチや説明板等の整備を行っている。神明神社側は市民の協力で史跡外の整備がされているが、その他のルートについては整備が行われていない。山麓の守護居館跡は小浜地区内に所在し、家屋が密集していること、重要伝統的建造物群保存地区に含まれていることから、建物を新築することが困難である。しかし観光客に不便を強いる訳にはいかず、今後は山城跡には遊歩道沿いに四阿、説明板、案内杭、復元図の整備等を、史跡周辺には案内拠点の整備を行い、史跡利用者に便益解説機能を提供することを検討する必要がある。

第10章 史跡の整備

第1節 基本方針

史跡後瀬山城跡のちせやまじょうあとの整備にあたっては、良好な状態のまま将来へ向けて継承していくことを最優先目標とし、史跡の価値を確実に保存するための整備を計画・実施する必要がある。現状は史跡の現地における解説は史跡を示す標柱および解説看板の設置のみであり、トイレなどの休憩施設、駐車場などの便益施設およびガイダンス機能(施設)は設置されていない。後瀬山城跡周辺は宅地化しているため、便益施設およびガイダンス機能(施設)を設置する場所をどうするかが大きな課題である。しかし、史跡を広く周知するためにはこれらの施設を整備する必要があり、中長期的な視野に立って実施計画の立案と実行が求められている。

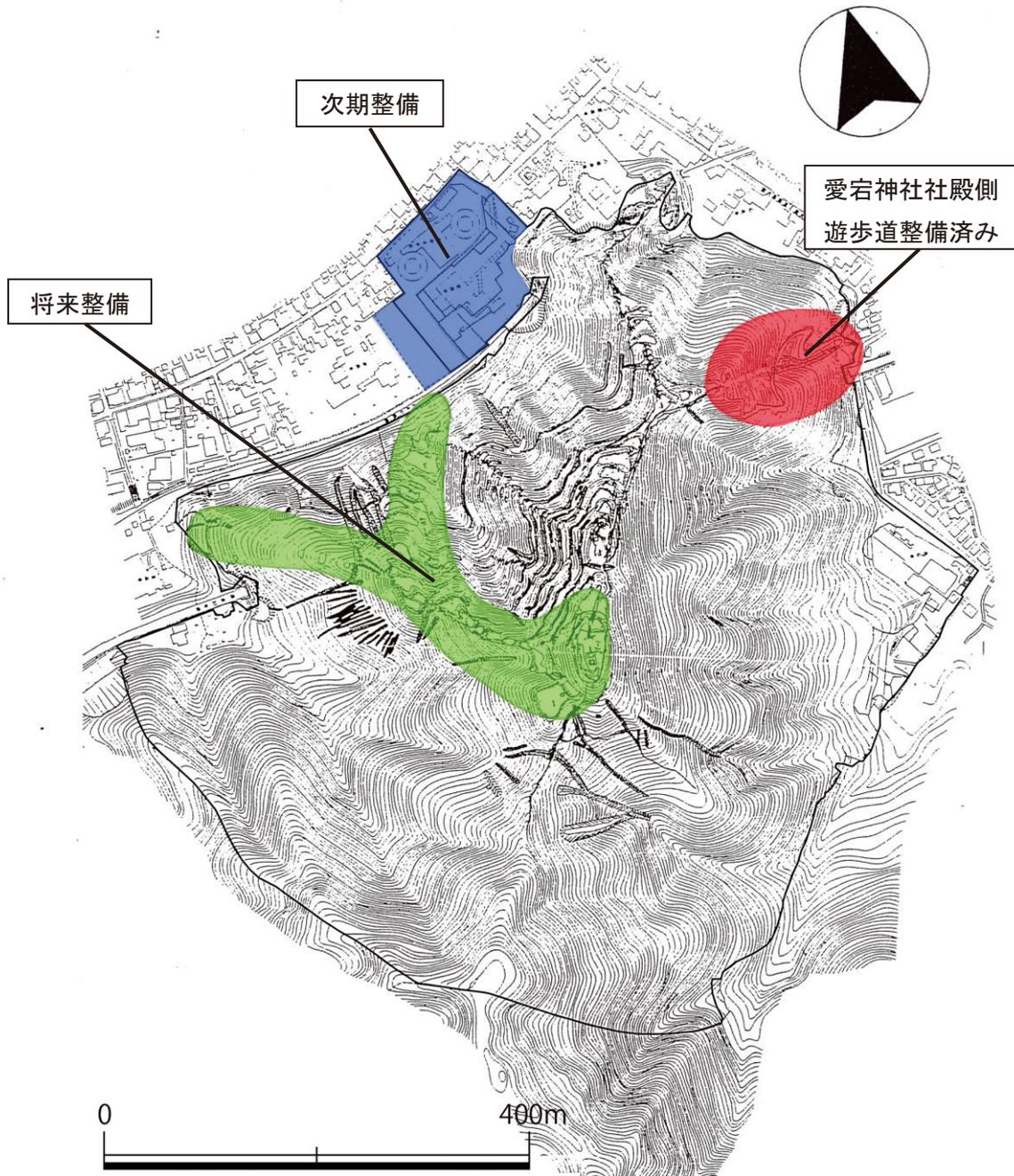
現在国道27号線後瀬山トンネル東口横あたごの愛宕神社社殿から主要遺構に影響を及ぼさない場所まで遊歩道が整備されている。「史跡後瀬山城跡保存管理計画書」では八幡神社から山頂じょうこうへのルート、常高寺から山頂しんめいへのルート、神明神社から山頂へのルートの大きく4ルートが想定されている。しかし、現在愛宕神社から山頂までの遊歩道は整備されているが、その他は整備されておらず樹木が繁茂し、場所によっては崩れているところもある。急傾斜や工法をどうするかクリアしなければならない課題もあるが、将来的にはこれらルートからも山頂へ登れるよう整備していくことを検討する必要がある。

守護居館跡については堀跡の整備を検討する。西側堀跡は復元を行うこととし、その工法等について検討を行う。未確認の東側堀跡と門遺構、建物跡等については発掘調査を行い、良好に遺構が残存する場合は将来的に復元を検討する。門遺構については、近世絵図に描かれており現在空印寺薬医門くういん やくいもんとして奥まった場所に移築していることから、将来的に元の場所に戻すことも検討する。市道男山青井線は生活道路であり、歩行者と自動車が通行するため交通安全を図る必要がある。

第2節 整備計画

整備の方向性としては第35図のように、「史跡後瀬山城跡保存管理計画書」および「史跡後瀬山城跡環境整備基本計画Ⅰ—概要書—」に基づき、平成14年度～平成17年度に遊歩道の整備を実施した。

次の整備として平成28年度追加指定となった守護居館跡を計画している。第36・37図に先進地の事例として特別史跡いちじょうたにあさくらし一乗谷朝倉氏遺跡(福井市)と史跡えま江馬氏城館跡下館跡(飛騨市)を挙げたが、守護居館跡については発掘調査の結果遺構が明確になった遺構は、建物跡や堀跡の復原(復元)を行う。どこまで復原するかは遺構の状況によるが、平面表示を想定し、良好に遺存している建物跡については立体表示も検討する。西側堀跡は特別史跡一乗



第35図 史跡後瀬山城跡整備計画図

谷朝倉氏遺跡の朝倉館のように、水を湛えた堀跡の復原を行うこととし、その工法等について検討を行う。北側堀跡についてはカラー舗装にして堀跡であることを明示する。また、北側堀跡は堀の肩を整備することで館のラインを明示するとともに、歩行者用に歩道を史跡の中に整備する。発掘調査のうえ遺構が明らかに破壊されている場合は、その場所にガイダンス施設等の便益施設の整備を検討する。このガイダンス施設には、火災等の災害時には一時



朝倉館 門遺構



江馬氏城館跡下館 門遺構



朝倉館 堀跡



江馬氏城館跡下館 堀跡



朝倉館 建物跡



江馬氏城館跡下館 建物跡

第36図 先進地の整備事例1
特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡

第37図 先進地の整備事例2
史跡江馬氏城館跡下館跡

避難ができるよう防災機能を持たせることも検討する。

さらに次の整備として、主郭・2郭などの主要遺構および現存石垣については、発掘調査後に環境整備を実施する。主郭周辺は眺望をとるため雑木伐採を行う。また、遺構の存在に配慮しつつ山麓各拠点からの周遊道・案内板の設置を行うとともに、管理道路の整備を行う。

史跡の公開にあたっては、見学者の安全確保の対策が必要である。定期的な巡回による危険箇所の把握および危険要因の除去等の対応を行うとともに、状況に応じて危険箇所周辺への立入禁止措置をとるものとする。土砂の崩落等による史跡のき損防止に努めるとともに、崩落等が生じている箇所については防災・安全対策上の観点から所有者・管理者等との協力・連携により復旧や拡大防止措置を検討する。

第3節 整備に向けた調査の実施

昭和50年(1975)から52年(1977)にかけて『小浜市史』編纂事業の一環として若狭管内の山城の所在確認調査を行い『若狭の中世城館』のちせやまじょうあととして刊行され、後瀬山城跡についても詳細な範囲確認調査を実施するとともに実測を行っている。昭和62・63年度(1987・1988)には国指定を目指した測量調査と山城跡2郭の発掘調査が実施されている。守護居館跡については平成18年度(2006)から平成25年度(2013)までの継続的な発掘調査を行っている。縄張り調査、遺構確認のための発掘調査、史・資料等の文献調査によって蓄積したこれらの成果を最大限活用し整備計画に反映させていく。さらに、後瀬山城跡の価値を高め、郷土の誇るべき歴史・文化遺産として相応しい整備へと結びつけることを目標として、次の各調査を実施するものとする。

これらの各調査の成果については今後の保存活用・整備への基礎資料として反映させるものとする。特に遺構の復元等の整備を行う場合には、整備事業の指導・助言機関として組織する整備委員会(仮称)において調査成果の十分な検討を行い、計画・実施するものとする。また、整備計画の策定後においても上記の調査については継続して行い、事後の調査成果により新たな知見が得られた場合には、文化庁や福井県教育委員会と協議を行うとともに、整備委員会の指導・助言を受けながら整備計画の見直しを検討するものとする。

- ① 地下遺構を把握するための発掘調査
- ② 古文書や絵図等の史・資料調査
- ③ 他の城郭との比較調査
- ④ 大手道の調査
- ⑤ 山城遺構の調査
- ⑥ 赤外線による空撮測量、地中レーダー探査の実施
- ⑦ 史跡整備の手法に関する調査



第38図 寛文・延宝頃小浜町図（小浜市教育委員会 「酒井家文庫所蔵」より）

第4節 公有地化の方針

史跡指定地のうち、寺社所有地が9割以上を占めほとんどが法人の所有する土地であり、寺院の運営・景観上、またはJRの防風林として維持管理する必要がある土地となっている。このことから史跡指定地の公有地化については、現状保存が困難な場合土地の所有者と協議の上公有地化を行うものとする。

第11章 史跡の保存活用を推進する体制整備

第1節 基本方針

史跡^{のちせやまじょうあと}後瀬山城跡は山城部分と山麓の守護居館部分に大きく分けることができる。周辺には^{ほっしん}発心寺や^{くういん}空印寺、^{じょうこう}常高寺など多くの寺社が所在する。史跡指定地の大半はこれら寺社の所有地であり、史跡の保存・活用・整備にあたっては管理団体である小浜市が文化庁および福井県教育委員会を中心とする関係機関との連携を密接にし、一方で諸施策に対する地権者との相互理解と信頼関係を丁寧に築き上げることが重要である。このように後瀬山城跡を適切にかつ確実に次世代へ継承する方向性を確かなものにするためには短期・中期・長期的な視野に立った着実な取り組みが求められる。

将来にわたる事業展開を着実に図るためには、行政の体制整備や取り組みだけでは限界があり、一般市民や民間団体との協働体制をどのように構築するかが大きな課題となる。そのため、管理団体である小浜市庁内体制の整備・充実、指導・助言機関としての保存整備委員会（仮称）の設置、オブザーバーとの連携強化、関係機関との連携体制確立、史跡の維持管理や運営に関する市民・団体との協働体制の構築の推進を図る。

第2節 保存活用の運営体制

後瀬山城跡の保存・活用・整備については文化課がこれまでの通り主管課となり、今後の事業計画に則り職員体制の充実を図る。庁内では商工観光・都市整備・農林水産・生活安全など関係各課と縦・横方向の連携を密にし、相互理解のもと取り組むべき課題の共有化をはかり、全庁的な推進体制の構築を図る。さらに史跡の保存整備等計画的な管理が必要な施策については、文化庁・福井県・小浜市の関係各課で協議する場を設ける。

第3節 市民・関係団体との協働

史跡の植栽管理等の維持管理や運営に広く市民・関係団体に参加・協力を仰ぎ、ボランティアの育成に努める。学校教育との連携では史跡の見学会や出前講座などを行い、小浜の将来を担う子供たちに史跡の価値を広く知ってもらうようにする。

また、史跡を周知するための広報活動として、市ホームページの「若狭小浜デジタル文化財」やパンフレット類の内容拡充を検討する。

第12章 実施計画と経過観察

第1節 実施計画

史跡の修復や復元整備にあたっては、各種の学術調査研究の継続的な実施が不可欠である。また、整備のうち特に遺構復原（復元）は、修復および整備手法の技術的な問題を明確にして推進していく必要がある。活用については広報・周知活動を積極的に行う必要がある。

実施計画の概要は第24表のように、短期は概ね4箇年、中・長期は概ね5箇年～10箇年として進めることとする。以下基本方針を記す。

- ① 史跡の公有地化については、史跡地の大半が寺社所有であり、現状保存が困難な場合土地所有者と協議の上公有地化を検討するものとする。その後は、土地所有者の理解と協力を得ながら発掘調査、環境整備を図っていく。また、史跡外の埋蔵文化財については、調査の結果重要遺構が確認された場合は追加指定を目指すものとする。
- ② 史跡の価値とその保存の意義を広く継続的に伝えていくため、史跡周辺にガイダンス施設の設置を検討する。この施設は便益機能も併設することとし、さらには目的外使用に相当するものの、火災などの災害が発生した場合の一時避難場所や食料備蓄倉庫としての機能を持たせることも検討する。
- ③ 史跡の整備について、^{あたご}愛宕神社社殿からの遊歩道整備は平成14年度から同17年度まで実施し、遊歩道・史跡説明版を設置した。今後山麓の守護居館跡の整備を実施していく。さらに次の段階として主郭・主要遺構および現存石垣の調査を実施する。その後公有化と整備を検討し、管理道路の整備も検討する。史跡の整備活用については、「小浜市総合計画」や今後策定予定の「小浜市文化財保存活用地域計画」との調整を図りながら、市民と協働で進めていく。
- ④ 広報・周知活動としては、小浜市HP「若狭小浜のデジタル文化財」で市内の文化財を広く紹介している。また、史跡を紹介するパンフレットを公刊している。今後野鳥、植物など史跡以外の情報も掲載した冊子を刊行し、学校教材として頒布することを検討する。あわせてシンポジウムや出前講座を開催することを推進し、住民の文化財愛護意識の向上を図る。
- ⑤ 史跡や文化財の情報発信を行い、人々に関心を持ってもらうよう努める。それら関心を持ってもらった人々に史跡の日常の維持管理・保全を協働で行うよう働きかけていく。そ

うることによって、史跡を保存活用するためのサポーターを増やしていく。また、子供たちに史跡とはどのようなものを体感してもらうための説明会や見学会を開催し、史跡に興味を深めてもらうよう継続的に働きかけていく。

第24表 実施計画表

実施項目	短期計画 (概ね4箇年)	中・長期計画 (概ね5箇年～10箇年)
継続的な調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・既存調査の整理と分析 ・整備に向けた調査の実施 ・史・資料の調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続調査の実施 ・他の城郭との比較研究 ・整備に伴う調査の実施
史跡の公有地化の推進と周辺環境の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者との協議 ・守護居館周辺の調査の実施 ・重要遺構の場合は公有地化 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地化の推進 ・追加指定
便益機能の向上とガイダンス施設設置	<ul style="list-style-type: none"> ・便益機能とガイダンス施設の計画検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設の基本設計、実施設計 ・ガイダンス施設の設置、運営
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備のための環境整備 ・史跡整備の技術検討 ・山麓守護居館跡の環境整備基本計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・山麓守護居館跡の基本設計、実施設計 ・山麓守護居館跡の環境整備 ・山城主要部分の環境整備基本計画の作成 ・山城主要部分の基本設計、実施設計 ・山城主要部分の環境整備
広報・周知活動	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムなどの開催 ・遺跡での学習会の開催 ・SNSなどによる情報発信 	
日常的な維持管理・環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・維持運営体制の組織化 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持運営体制の充実
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施策との連携 ・重伝健地区との連携 ・日本遺産事業との連携 	

第2節 経過観察と評価

史跡後瀬山城跡の保存・活用・整備については、第25表のように本市の関係各課および学識経験者、関係機関の連携のもと、一体となって推進する必要がある。事業は計画的で確実な実施が求められるため、適時適切に経過観察を行う。

第25表 経過観察表

項目	指標	評価の方法・実施機関	周期
史跡の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更の数およびその内容 ・外部環境の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課（文化課） 	短期～中期
史跡の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の件数および成果の内容と成果の評価 ・史跡周辺の考古学的な調査件数と成果の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化課および外部学識経験者等による調査指導および成果の検証 	短期～中期
史跡の公有地化	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地化の実施計画の策定と実施 ・周辺環境の変化と対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地化の進捗状況 ・主管課および整備委員会（仮称） 	長期
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の進捗と設計評価 ・整備事業の内容と評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備委員会（仮称）による事業の評価 ・行政内事業評価 	長期
周辺環境の保護・観察	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に関する協議と保護要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備委員会（仮称）による事業の評価 	短期～中期
便益機能の強化とガイダンス施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定整備の計画と実施 ・整備設計 ・整備施工 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化課および関連部署 ・整備委員会（仮称）による事業の評価 ・効果測定 	長期
広報・周知活動	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム等の開催 ・遺跡見学会 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果および内容 ・参加者アンケート 	短期～中期
維持管理活動	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の美観維持（草刈り・清掃） ・自然条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営維持管理団体 ・主管課 	短期～中期

資 料 編

- 1 小浜市内の文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 3
- 2 日本海側の他の城館との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 0
- 3 後瀬山に関する代表的な歌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 3
- 4 小浜西組伝統的建造物群保存地区関係資料・・・・・・・・・・・・ 1 1 4

1 小浜市内の文化財一覧（平成30年（2018）11月現在）

【国指定文化財】

No.	名称	種別	所在地
1	明通寺本堂	有形文化財・建造物（国宝）	小浜市門前
2	明通寺三重塔	有形文化財建造物（国宝）	小浜市門前
3	妙楽寺本堂附厨子	有形文化財建造物	小浜市野代
4	神宮寺仁王門	有形文化財建造物	小浜市神宮寺
5	羽賀寺本堂	有形文化財建造物	小浜市羽賀
6	飯盛寺本堂	有形文化財建造物	小浜市飯盛
7	神宮寺本堂	有形文化財建造物	小浜市神宮寺
8	白鳥会館	登録有形文化財建造物	小浜市小浜白鳥
9	白鳥会館煉瓦塀	登録有形文化財建造物	小浜市小浜白鳥
10	小浜聖ルカ教会	登録有形文化財建造物	小浜市千種
11	旧山川家住宅	登録有形文化財建造物	小浜市千種（5棟）
12	森下家住宅	登録有形文化財建造物	小浜市小浜今宮
13	高鳥歯科医院	登録有形文化財建造物	小浜市小浜鹿島（3棟）
14	都菓子舗	登録有形文化財建造物	小浜市小浜鹿島（3棟）
15	小浜中学校洗心館	登録有形文化財建造物	小浜市雲浜
16	絹本著色不動明王三童子像	有形文化財絵画	小浜市金屋
17	絹本著色弥勒菩薩像	有形文化財絵画	小浜市金屋
18	絹本著色弥勒菩薩像	有形文化財絵画	小浜市小浜酒井
19	銅造如意輪観音半跏像	有形文化財彫刻	小浜市太良庄
20	木造十一面観音立像	有形文化財彫刻	小浜市羽賀
21	木造薬師如来立像附木造十一面観音立像・木造菩薩立像	有形文化財彫刻	小浜市多田
22	木造千手観音立像	有形文化財彫刻	小浜市青井
23	木造千手観音立像	有形文化財彫刻	小浜市野代
24	木造観音菩薩坐像	有形文化財彫刻	小浜市堅海
25	木造大日如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市尾崎
26	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市金屋
27	木造不動明王立像	有形文化財彫刻	小浜市尾崎
28	木造薬師如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市門前
29	木造降三世明王立像	有形文化財彫刻	小浜市門前
30	木造深沙大将立像	有形文化財彫刻	小浜市門前
31	木造不動明王立像	有形文化財彫刻	小浜市門前
32	木造千手観音立像	有形文化財彫刻	小浜市羽賀
33	木造千手観音立像	有形文化財彫刻	小浜市加茂
34	木造毘沙門天立像	有形文化財彫刻	小浜市羽賀
35	木造薬師如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市国分
36	木造千手観音立像附木造毘沙門天立像・不動明王立像	有形文化財彫刻	小浜市谷田部
37	銅造薬師如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市竜前
38	木造男神・女神坐像	有形文化財彫刻	小浜市神宮寺

39	太刀銘宗口（伝宗近）	有形文化財工芸品	小浜市遠敷
40	紙本墨書印可状附紙本墨書履踐集・ 紙本墨書大高重成書状・絹本著色大年 和尚頂相図	有形文化財書跡	小浜市青井
41	紙本墨書羽賀寺縁起	有形文化財書跡	小浜市羽賀
42	大般若經	有形文化財典籍	小浜市遠敷
43	詔戸次第	有形文化財典籍	小浜市遠敷
44	明通寺寄進札 三百九十六枚	有形文化財古文書	小浜市門前
45	福井県鳥浜貝塚出土品	有形文化財考古資料	小浜市遠敷
46	紙本金地著色南蛮屏風世界図・日本図	有形文化財歴史資料	小浜市遠敷
47	和久里壬生狂言	国選択無形民俗文化財	小浜市和久里
48	加茂神社のオイケモノ	国選択無形民俗文化財	小浜市加茂
49	若狭めのう玉磨用具	登録有形民俗文化財 (国選定保存技術)	小浜市遠敷
50	岡津製塩遺跡	史跡	小浜市岡津
51	若狭国分寺跡	史跡	小浜市国分
52	後瀬山城跡	史跡	小浜市小浜浅間 他
53	萬徳寺庭園	名勝	小浜市金屋
54	若狭蘇洞門	名勝	小浜市矢代・若狭・宇久 泊（若狭湾外海）
55	萬徳寺のヤマモミジ	天然記念物	小浜市金屋
56	蒼島暖地性植物群落	天然記念物	小浜市加斗
57	小浜西組重要伝統的建造物群保存 地区	重要伝統的建造物群	小浜市男山 他

【県指定文化財】

No.	名称	種別	所在地
1	若狭彦神社（上社）本殿・神門・随神 門・社叢	有形文化財建造物	小浜市竜前
2	若狭彦神社（下社）本殿・神門・随神 門・社叢	有形文化財建造物	小浜市遠敷
3	旧古河屋別邸附庭園（護松園）	有形文化財建造物	小浜市下竹原
4	絹本著色文殊曼荼羅図	有形文化財絵画	小浜市金屋
5	絹本著色弘法大師像	有形文化財絵画	小浜市飯盛
6	仏涅槃図	有形文化財絵画	小浜市谷田部
7	絹本著色千手観音像	有形文化財絵画	小浜市金屋
8	絹本著色愛染明王像	有形文化財絵画	小浜市金屋
9	絹本著色釈迦十六善神像	有形文化財絵画	小浜市羽賀
10	絹本著色不動明王像	有形文化財絵画	小浜市野代
11	絹本著色達磨大師像	有形文化財絵画	小浜市青井
12	絹本著色十界勧請大曼荼羅図 （朗源銘）	有形文化財絵画	小浜市小浜竜田
13	絹本著色十界勧請大曼荼羅図	有形文化財絵画	小浜市小浜竜田
14	絹本著色十三仏図	有形文化財絵画	小浜市金屋

15	絹本著色仏涅槃図	有形文化財絵画	小浜市羽賀
16	絹本墨画淡彩十六羅漢像	有形文化財絵画	小浜市羽賀
17	絹本著色五大明王像	有形文化財絵画	小浜市羽賀
18	絹本著色童子経曼荼羅図	有形文化財絵画	小浜市金屋
19	絹本著色十二天像	有形文化財絵画	小浜市羽賀
20	絹本著色両界曼荼羅図	有形文化財絵画	小浜市羽賀
21	絹本著色大功文政像	有形文化財絵画	小浜市新保
22	絹本著色武田信高像	有形文化財絵画	小浜市新保
23	絹本著色潤甫周玉像	有形文化財絵画	小浜市谷田部
24	絹本著色武田元光像	有形文化財絵画	小浜市伏原
25	紙本著色武田元光像（犬追物検見之像）	有形文化財絵画	小浜市伏原
26	絹本著色武田信方像	有形文化財絵画	小浜市新保
27	紙本著色彦火火出見尊絵巻	有形文化財絵画	小浜市門前
28	絹本著色京極高次夫人像	有形文化財絵画	小浜市小浜浅間
29	板地著色若衆歌舞伎図絵馬	有形文化財絵画	小浜市野代
30	木造四天王立像	有形文化財彫刻	小浜市多田
31	木造聖観音菩薩立像	有形文化財彫刻	小浜市野代
32	木造地藏菩薩坐像	有形文化財彫刻	小浜市野代
33	聖観音菩薩坐像	有形文化財彫刻	小浜市矢代
34	木造薬師如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市谷田部
35	木造地藏菩薩坐像	有形文化財彫刻	小浜市羽賀
36	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市小浜大原
37	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市多田
38	木造聖観音立像	有形文化財彫刻	小浜市小浜神田
39	木造十一面観音菩薩立像	有形文化財彫刻	小浜市平野
40	木造地藏菩薩坐像	有形文化財彫刻	小浜市高塚
41	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市小浜白鳥
42	銅造如意輪観音半跏像	有形文化財彫刻	小浜市小浜大原
43	木造十一面観音菩薩立像	有形文化財彫刻	小浜市須縄
44	木造武田元光像	有形文化財彫刻	小浜市伏原
45	梵鐘	有形文化財工芸品	小浜市竜前
46	古若狭塗	有形文化財工芸品	小浜市野代
47	和楽器（鉦鼓附鉦鼓台、鞆鼓附鞆鼓台、太鼓附太鼓台）	有形文化財工芸品	小浜市羽賀
48	羽賀寺本堂上葺勸進帳	有形文化財書跡	小浜市羽賀
49	紙本墨書中阿舎梵志品婆羅婆堂経	有形文化財典籍	小浜市金屋
50	紺紙銀泥法華経	有形文化財典籍	小浜市羽賀
51	紙本墨書大般若経	有形文化財典籍	小浜市遠敷
52	羽賀寺年中行事	有形文化財典籍	小浜市羽賀
53	宝篋印塔	有形文化財歴史資料	小浜市和久里
54	安倍愛季像・秋田実季像	有形文化財歴史資料	小浜市羽賀
55	紙本著色小浜城下蘇洞門景觀図巻	有形文化財歴史資料	小浜市遠敷
56	如法経料足寄進札	有形民俗文化財	小浜市羽賀
57	如法経料足寄進札	有形民俗文化財	小浜市野代

58	如法経料足寄進札	有形民俗文化財	小浜市飯盛
59	和久里壬生狂言	無形民俗文化財	小浜市和久里
60	加茂神社のオイケモノ	無形民俗文化財	小浜市加茂
61	雲浜獅子	無形民俗文化財	小浜市雲浜
62	小浜放生祭	無形民俗文化財	小浜市小浜
63	手杵祭	無形民俗文化財	小浜市矢代
64	奈胡の六斎念仏	無形民俗文化財	小浜市奈胡
65	椎村神社の祭り	無形民俗文化財	小浜市若狭
66	奥窪谷の六斎念仏	無形民俗文化財	小浜市西相生
67	西津七年祭	無形民俗文化財	小浜市西津
68	加茂古墳	史跡	小浜市加茂
69	小浜城跡	史跡	小浜市城内
70	円照寺庭園	名勝	小浜市尾崎
71	龍泉寺庭園	名勝	小浜市新保
72	新福寺のフジ	天然記念物	小浜市次吉
73	黒駒神社のナギ	天然記念物	小浜市東勢
74	百里ヶ岳のシャクナゲ自生地	天然記念物	小浜市上根来

【市指定文化財】

No.	名称	種別	所在地
1	薬医門	有形文化財建造物	小浜市小浜男山
2	日枝神社本殿	有形文化財建造物	小浜市太良庄
3	長源寺山門	有形文化財建造物	小浜市小浜酒井
4	八幡神社木造鳥居	有形文化財建造物	小浜市小浜男山
5	国分寺釈迦堂	有形文化財建造物	小浜市国分
6	多田寺本堂	有形文化財建造物	小浜市多田
7	明通寺山門（仁王門）	有形文化財建造物	小浜市門前
8	円照寺大日堂附棟札一枚	有形文化財建造物	小浜市尾崎
9	旧旭座	有形文化財建造物	小浜市小浜白鳥
10	折本紙本著色西天廿八祖之肖像	有形文化財絵画	小浜市青井
11	絹本著色地藏菩薩像	有形文化財絵画	小浜市青井
12	絹本著色矜羯羅・制多迦童子画像	有形文化財絵画	小浜市野代
13	絹本著色釈迦十六善神像	有形文化財絵画	小浜市小浜白鳥
14	絹本著色両界曼荼羅図	有形文化財絵画	小浜市金屋
15	絹本著色愛染明王像	有形文化財絵画	小浜市小浜白鳥
16	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	有形文化財絵画	小浜市小浜白鳥
17	絹本著色天台大師像	有形文化財絵画	小浜市小浜白鳥
18	絹本著色十三仏図	有形文化財絵画	小浜市小浜白鳥
19	紙本著色小足掃部夫妻画像	有形文化財絵画	小浜市小浜鹿島
20	絹本著色妙玄尼公肖像附東条義門自筆妙玄尼公由緒言上書	有形文化財絵画	小浜市小浜広峰
21	絹本著色酒井忠勝肖像画	有形文化財絵画	小浜市
22	絹本著色地藏十王図	有形文化財絵画	小浜市伏原
23	壁画床	有形文化財絵画	小浜市小浜浅間

24	障壁画	有形文化財絵画	小浜市小浜浅間
25	紙本着色神明神社社頭風俗図	有形文化財絵画	小浜市小浜男山
26	木造金剛力士立像	有形文化財彫刻	小浜市門前
27	木造金剛力士立像	有形文化財彫刻	小浜市神宮寺
28	木造金剛力士立像	有形文化財彫刻	小浜市谷田部
29	木造地藏菩薩半跏像	有形文化財彫刻	小浜市四分一
30	木造観音菩薩立像	有形文化財彫刻	小浜市西津
31	木造不動明王坐像	有形文化財彫刻	小浜市野代
32	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市仏谷
33	木造地藏菩薩立像	有形文化財彫刻	小浜市尾崎
34	木造千手観音立像	有形文化財彫刻	小浜市飯盛
35	木造十一面観音立像	有形文化財彫刻	小浜市西小川
36	木造兜跋毘沙門天立像	有形文化財彫刻	小浜市加尾
37	木造釈迦如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市国分
38	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市国分
39	木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍	有形文化財彫刻	小浜市竜前
40	木造狛犬	有形文化財彫刻	小浜市谷田部
41	木造大黒天立像	有形文化財彫刻	小浜市谷田部
42	木造釈迦如来坐像（大仏）	有形文化財彫刻	小浜市国分
43	木造薬師如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市飯盛
44	木造金剛力士立像	有形文化財彫刻	小浜市野代
45	木造役行者像	有形文化財彫刻	小浜市
46	木造大黒天立像	有形文化財彫刻	小浜市小浜浅間
47	木造大日如来坐像	有形文化財彫刻	小浜市西勢
48	木造聖観音菩薩立像	有形文化財彫刻	小浜市田島
49	長英寺石造五輪塔	有形文化財工芸品	小浜市太良庄
50	銅造懸仏	有形文化財工芸品	小浜市若狭
51	鱧口	有形文化財工芸品	小浜市小浜酒井
52	銅造懸仏	有形文化財工芸品	小浜市野代
53	銅造孔雀文磬	有形文化財工芸品	小浜市金屋
54	蓮池輪宝沈金経箱	有形文化財工芸品	小浜市小浜酒井
55	能面（翁・父尉）	有形文化財工芸品	小浜市加茂
56	太刀	有形文化財工芸品	小浜市小浜男山
57	伊予札桶側菱綴胴具足	有形文化財工芸品	小浜市
58	木造厨子（千手観音像厨子）	有形文化財工芸品	小浜市加茂
59	伊予札桶側菱綴二枚胴具足	有形文化財工芸品	小浜市
60	太刀	有形文化財工芸品	小浜市小浜男山
61	心光院所用鉄線蒔絵膳	有形文化財工芸品	小浜市小浜大宮
62	銅造梵鐘	有形文化財工芸品	小浜市太良庄
63	日蓮上人真蹟	有形文化財書跡	小浜市小浜竜田
64	元方守端墨跡（送別語）	有形文化財書跡	小浜市青井
65	紙本墨書真盛上人六字名号	有形文化財書跡	小浜市小浜白鳥
66	紙本墨書常高院自筆消息	有形文化財書跡	小浜市小浜浅間
67	東嶺和尚墨蹟	有形文化財書跡	小浜市尾崎
68	紙本墨書永平祖師真影之賛	有形文化財書跡	小浜市奥田縄

69	紙本墨書守護国家論	有形文化財典籍	小浜市小浜酒井
70	瑞方面山述賛永平正法眼蔵附拾遺 永平正法眼蔵	有形文化財典籍	小浜市奥田縄
71	安倍家文書	有形文化財古文書	個人
72	組屋家文書	有形文化財古文書	小浜市
73	北川(丸山)河床遺跡出土品	有形文化財考古資料	小浜市
74	太興寺廃寺出土遺物	有形文化財考古資料	小浜市
75	熊野那智神社の神仏習合遺産	有形文化財歴史資料	小浜市中名田
76	瑞方面山履踐集還入状(案)	有形文化財歴史資料	小浜市青井
77	旧順造館正門	有形文化財歴史資料	小浜市千種
78	酒井家文庫	有形文化財歴史資料	小浜市
79	徳川三代将軍 家光 所用 乗物	有形文化財歴史資料	小浜市伏原
80	へしこ・なれずしの製作技法	無形文化財	小浜市田島
81	紙本著色広嶺神社祭礼絵巻	有形民俗文化財	広嶺神社
82	金屋鋳物師用具附文書	有形民俗文化財	個人
83	地の神講の社祠	有形民俗文化財	小浜市深谷区
84	奉納船と神体船	有形民俗文化財	小浜・西津・雲浜・遠敷・ 内外海の市内各神社
85	虫送り	無形民俗文化財	小浜市宮川地区
86	松上げ	無形民俗文化財	南川流域の小浜市口名 田・中名田地区
87	六日講・二十日講の勧請綱行事	無形民俗文化財	小浜市法海区・荒木区
88	山八講行事	無形民俗文化財	小浜市下根来区
89	お盆の精霊船送り	無形民俗文化財	小浜市内外海地区
90	広嶺神社祇園祭	無形民俗文化財	小浜市雲浜地区・今富地 区・西津地区
91	和多田の六斎念仏	無形民俗文化財	小浜市和多田
92	白鬚神社前方後円墳	史跡	小浜市平野
93	太興寺古墳群	史跡	小浜市太興寺
94	検見坂古墳群	史跡	小浜市検見坂
95	武田元光墓塔	史跡	小浜市伏原
96	新保山城跡	史跡	小浜市宮川
97	大塩城跡	史跡	小浜市口田縄
98	常高院墓所	史跡	小浜市小浜浅間
99	酒井家墓所	史跡	小浜市小浜男山
100	熊野那智神社境内	史跡	小浜市上田
101	三番の滝	名勝	小浜市池河内
102	奥田縄の滝	名勝	小浜市奥田縄
103	明通寺のカヤ	天然記念物	小浜市門前
104	白石神社の椿群生林	天然記念物	小浜市下根来
105	若狭彦神社(下社)オガタマノキ	天然記念物	小浜市竜前
106	神宮寺のスダジイ	天然記念物	小浜市神宮寺
107	加茂神社のムク	天然記念物	小浜市加茂
108	長泉寺のコウヨウザン	天然記念物	小浜市宮川
109	加茂神社上宮社叢	天然記念物	小浜市加茂

110	久須夜神社社叢	天然記念物	小浜市内外地区
111	黒駒神社社叢	天然記念物	小浜市西勢
112	伯父ヶ谷山の神のトチノキ	天然記念物	小浜市下根来
113	妙祐寺のシダレザクラ	天然記念物	小浜市中井
114	田鳥大浜のヤマモモ	天然記念物	小浜市田鳥
115	加茂神社の大スギ	天然記念物	小浜市加茂
116	東相生区のかつらといちょう	天然記念物	小浜市東相生区

2 日本海側の他の城館との比較

京都の北の玄関口である小浜津の存在は、若狭を支配する上で欠かせないものであり、一色氏や若狭武田氏、丹羽、浅野、木下の歴代若狭守護は、西津や小浜に守護居館を設けて管理していた。武田元光が小浜津の背後の後瀬山に城郭を、後瀬山北麓に守護居館を設けたことが文献等から明らかになっているが、なぜこの地に城郭を設けたのか、後瀬山城跡と小浜津との関係を明らかにするとともに、他の日本海側の室町時代後期の城館の様相と比較することにより、その特質を明らかにしていきたい。

①越後府中

越後府中が置かれた上越市直江津は、高田平野を流れる関川河口に位置し、海岸部は砂丘の形成に伴いその周辺に潟湖や後背湿地が広がっていたと考えられる。

12世紀後半までに国府は内陸部から海岸部へ移転したとされる。この時期の国衙は五智に置かれたと考えられている。関川河口左岸、後背地の微高地に立地する伝至徳寺跡の最初のピークが11世紀後半から13世紀前半にあることが確認されており、出土遺物から港的な機能を有していたと考えられている。

15世紀中頃から16世紀初頭には伝至徳寺跡で方形居館跡や舶載磁器の優品が出土したこと等から伝至徳寺跡に守護居館が設けられていたと想定されている。また、この時期を境に府中を掌握する守護上杉氏と内陸寄りの春日を本拠とする守護代長尾氏の区別が明確になると考えられている。16世紀初頭から17世紀初頭には守護所(守護居館)は府中のままだが、春日に拠点が移動する。17世紀初頭から前半には上杉に替わって越後に入封した堀氏は、春日山城にかわり福島城の築城に着手している。さらに堀氏に替わり入封した松平忠輝により海岸から内陸に8キロメートルの地点に高田城を築いた。このように越後の支配者は内陸から海岸部の間で移動を繰り返したことが明らかになってきている。

②越中放生津

越中放生津は呉羽丘陵の西方射水平野北端の海岸部に位置し、海岸部は砂丘の形成に伴い



中世日本海側の主要港湾・城館

周辺に潟湖や後背湿地が広がっていたと考えられる。鎌倉時代末期から室町時代後期にかけて放生津に守護居館をはじめ多くの寺社や武家屋敷・商家が存在したことが史料上から確認することができる。

放生津の考古学的調査は放生津小学校が建て替えられるのに伴い、昭和 63 年（1988）・平成元年（1989）・平成 3 年（1991）にかけて実施された。その結果グラウンドの地下 1.0～1.5m に放生津城の遺構が残っていることが判明した。放生津城に係る遺物は土師質土器、瀬戸美濃焼、珠洲焼、越前焼、青磁、白磁、染付などが確認され、その形態的特徴等から 14 世紀～16 世紀にかけてのものであると考えられている。

鎌倉時代から南北朝時代にかけて放生津に守護所（守護居館）が置かれていたと考えられるが、放生津の南西に位置する森山へ一時移転したと考えられている。15 世紀中葉から 16 世紀初頭には放生津に守護代の居館（放生津城）が置かれた。永正 17 年（1520）長尾氏の侵攻による神保氏の一時没落、放生津湊周辺の戦火による焼失、天文 10 年（1543）神保氏は富山城を築いて本拠を移し再興したため、放生津は政治都市としての機能を失ったと考えられている。

③越前一乗谷

越前一乗谷は福井平野の東部に所在し、足羽川の支流一乗谷川の両岸に城下町が広がっていたことが、長年の発掘調査の成果から明らかになっている。足羽川に沿って美濃街道が存在し、また九頭竜川水系を利用すると、日本海航路の重要な湊であった三国へアクセスすることも可能である。しかし、内陸部にあるため港湾へのアクセス面で他の港湾より劣る。また、中世の越前の中心は守護所（守護居館）の置かれた府中（現越前市）と考えられており、守護斯波氏、守護代甲斐氏等の旧勢力と対抗するため一乗谷に城下町を建設したとも考えられる。越前守護朝倉氏はその支配のため、一乗谷奉行人、府中兩人、大野郡司、敦賀郡司、特別区に分けていたとされる。一乗谷は、上城戸と下城戸の間に朝倉館や武家屋敷、寺院、町屋が設けられている。また、東側の一乗谷山には一乗谷城が設けられていた。天正元年（1573）越前守護朝倉義景は織田信長との争いに敗れその後一乗谷は放火され壊滅した。

④石見益田

石見益田は益田川と高津川によって形成された沖積平野に中心市街地が広がる。海岸部は砂丘が発達し、その周辺には潟湖が形成されていたと考えられている。

益田氏は南北朝時代には益田本郷に本拠を定め、城館と城下町の整備を進めた。益田本郷の中心地域には、益田氏館の三宅御土居や七尾城をはじめとする遺跡や城下町の遺構、益田氏との関係の深い寺社・文化財がまとまって残っている。

港湾遺跡と考えられている中須東原・西原遺跡では、人工的な礫敷きが検出され、水際に沿って限定的に築かれていることから十三湊遺跡や兵庫津遺跡、博多遺跡群などの類例から舟着き・荷揚げ場の可能性が指摘されている。沖手遺跡は道路跡や掘立柱建物、井戸、墓などの遺構が検出され、大規模な港湾集落と考えられている。

以上、日本海側の城館を数例挙げたが、越前一乗谷以外は海路と陸路と河川交通の結節点に守護居館を設けていることが明らかになった。それとともに後瀬山城の特長も明らかになってきたので、以下に挙げることとする。

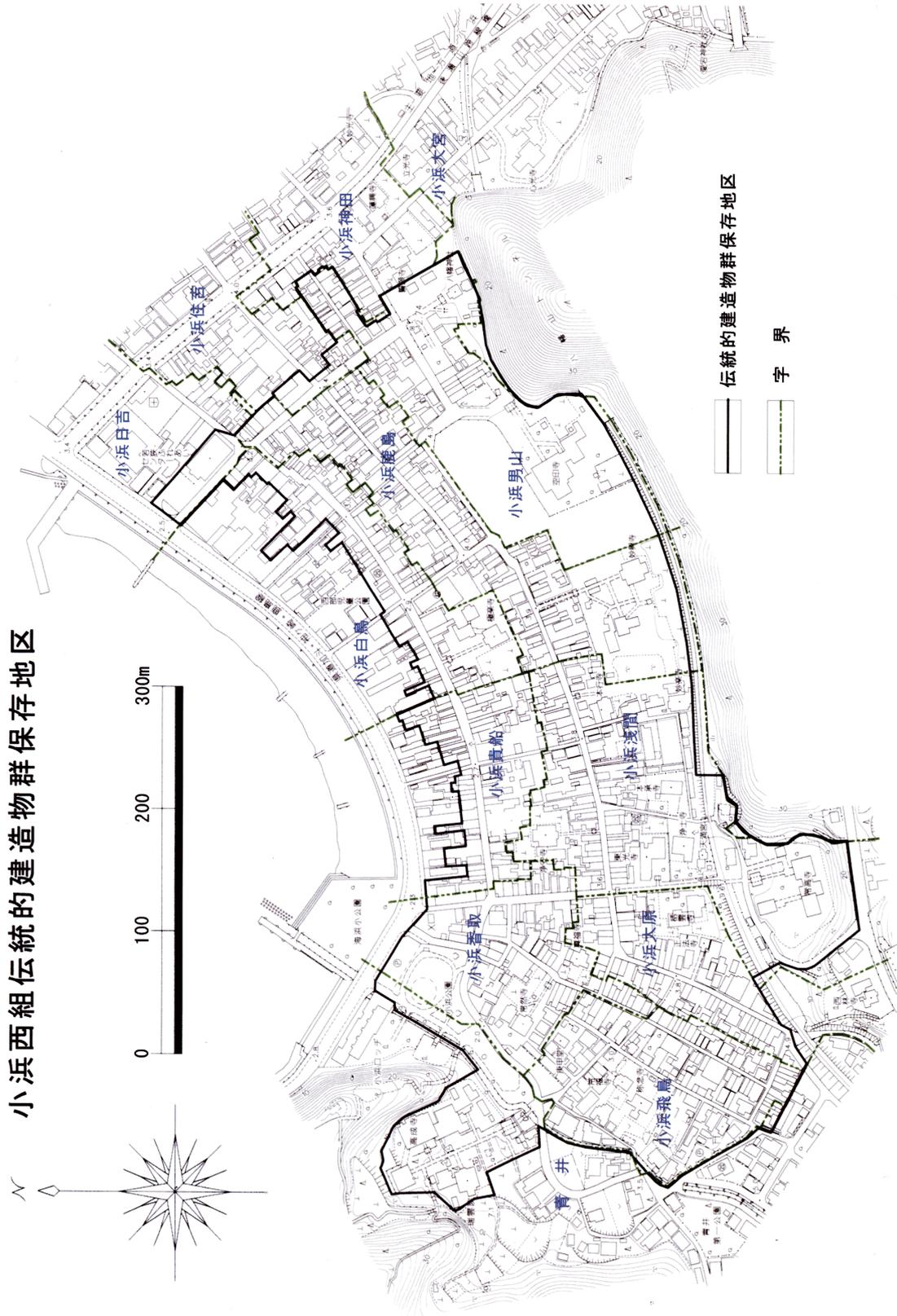
- ①他の日本海側の港湾は船舶の停泊が困難であるが、大島半島と内外海半島により包み込まれるような地形のため、波が静かな天然の良港である小浜津^{うちとみ}をもつこと。
- ②小浜津は日本海側で京の都への距離が最も近い港湾で、北東日本海と西日本の物資が集積する湊のためその権益は巨大であり、それが若狭国主の財源となっており、幕府・都の貴族・文化人との交渉を支えていた。後瀬山城はその小浜津の背後に所在し、小浜津に寄生していたともいえる。
- ③小浜は狭い土地の中で発展したため色々な職業が入り組んでいる。また、後瀬山城を含めた中世以来の景観が良好に維持されていること。
- ④明治前半まで小浜湊は繁栄したため、その権益により若狭武田氏以後も町が栄えたこと。

3 後瀬山に関する代表的な歌

和歌	作者	歌集等
かにかくに人はいふとも若狭路の 後瀬の山の後も会はむ君	坂上大嬢	万葉集
のちせ山あとも逢はむと念へこそ死ぬべきものを今日までも生けれ	大伴家持	〃
うつろはん物とや人に契り置し後瀬の山の秋のしら露	正三位和家	続拾遺集
今朝のまに降こそかわれ時雨つる後瀬の山の峯のしら雪	侍従公世	新後撰集
みな人の心の月の晴やらで まよう後瀬の山の端の空	覚源法師	新後拾遺集
郭公なきて後瀬の山もなを ねられぬ空に有明の月	侍従公世	新後拾遺集
五月雨は津田の細江のみをつくし みえぬもふかきしるしなりけり	覚成法師	続後撰集
をろかなる跡も後せの山におふる しみて千とせのかたみとをみよ	三条西実隆	再昌草
限あらし千世の後せの山におふる しみのうらなくちきることの葉	武田元信	〃
花の色をわすれかたみに雪消し 後せの山の春も露けし	三条西実隆	〃
待人乃手折乃梅者若狭奈流 後瀬乃花乃色志古計禮波	後柏原天皇	
多太ヶ嶺は鹿の子まだらに雪消えて後瀬の山に霞たなびく	伴信友	故郷百首
いにしへの津田の入江のあととめて 稲葉の露に飛ぶほたるかな	〃	〃
後瀬山のちもわすれじ朝日さす霞に匂ふ鶯の声	〃	〃
後瀬春望 花の色かすみのひかり春の日に にほふ後瀬の山ぞのどけき	梅仙堂景真	若州雲浜八景
後瀬春望 さらになほ後も来て見む後瀬山 さくらにつづく春の藤なみ	梅月堂宣阿	雲浜八景
津田落雁 すきかてに雁ぞおりぬるはるはると 稲葉いろづく津田の秋かぜ	梅月堂宣阿	〃
後瀬春望 ふり過ぎし夜の間の雨や後瀬やま うれしく花もさきそめにけり	宮沢栞	雲浜八景
後瀬春望 たえたえの霞のひまに後瀬山 匂ふさくらの色ぞのどけき	経島長章雲嶺	雲浜八景
後瀬春望 茂りあふ松の木の間後瀬山 くもと見るまで咲く桜かな	経島長章雲嶺	雲浜八景
津田落雁 なく声は雲間に聞けりかりがねの 津田を見捨てて何地へ行くらむ	経島長章雲嶺	雲浜八景
後瀬春望 神垣に鶯なきてうちかすむ のちせの山は花にしらめり	栗山直扶	雲浜八景
津田落雁 雲井より落ちくる雁に声はして 津田の稲葉に秋かぜぞふく	栗山直扶	雲浜八景
後瀬夕照 みねつづき木立まばらに雪見えて 夕やけ雲に照りわたるなり	山川登美子	山川登美子
津田落雁 津田つつみ尾花が風のさびしさに 夕日かげにおつる雁がね	山川登美子	山川登美子

(『赤見 貞「雲浜八景考」』より)

4 小浜西組傳統的建造物群保存地区關係資料



小浜西組傳統的建造物群保存地区範圍圖

町家・土蔵等の修理基準

地区内の伝統的建造物（おおよそ昭和30年以前の建物で、小浜の伝統的な様式を残しており、維持することに同意した建物）は、主に外観および構造を維持するための修理を行います。老朽化のための補強、生活のために改造された伝統的建造物は、その経緯を検討した上で修理し、古写真・聴き取り等も考慮しながらできる限り元の状態に復原します。

修理にあたっては、工事費用の一部補助を受けることができます。

ただし、建物の中には現代の生活様式に合わせて自由に計画できます。

● 建築物の部位別修理の考え方

部位	現状	修理の考え方	部位	現状	修理の考え方
本屋根	トタン葺き	瓦葺きとし、基本的には若狭瓦を再利用します。	出入口	アルミサッシ戸	原則として木製ガラス戸とします。
	瓦葺き			木製ガラス戸	
庇屋根	板葺き	瓦葺き、金属板葺き、板葺きとします。	開口部	アルミサッシ	原則として木製格子、木製ガラス戸、障子、虫籠窓とします。
	トタン葺き			木製ガラス戸	
	瓦葺き			虫籠窓	
障子					
外壁	トタン張り	板張り壁、土壁、漆喰壁とします。	増築・改造部分	新材の下屋	原則として撤去します。
	板張り壁			洋風の玄関	
	土壁	2階正面の袖壁は残します。			
	漆喰壁				

● 修理イメージ（商家町の一例）

棟の例：原則として現状を維持します。

本屋根の例：若狭瓦をなるべく再利用します。現状の勾配とします。(起り屋根など)

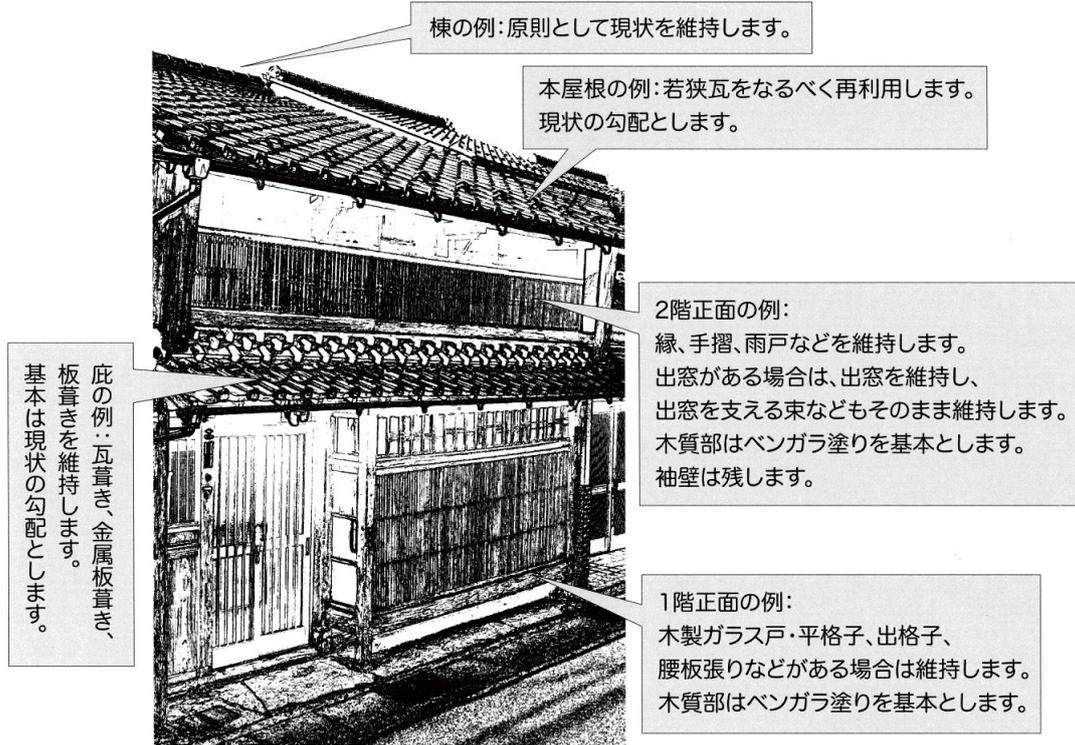
庇の例：瓦葺き、金属板葺き、板葺きを維持します。現状の勾配とします。

2階正面の例：真壁とし、土壁または漆喰塗り。格子窓や虫籠窓を維持します。袖壁は残します。

1階正面の例：木製ガラス戸、平格子、出格子などがある場合は維持します。木質部はベンガラ塗りを基本とします。

構造：原則として、木造平入りで伝統構法とし、2階正面両端に袖壁（防火壁）を設けます。
 軒下：垂木を見せます。腕木、出桁で軒の出を深くします。
 建築設備：外部から望見できる位置は避けます。やむを得ない場合は囲いや設備の色調を目立たないようにします。
 色調：伝統的な色調（地域に伝わる色調）を活かしたものとします。

● 修理イメージ（茶屋町の一例）



棟の例：原則として現状を維持します。

本屋根の例：若狭瓦をなるべく再利用します。
現状の勾配とします。

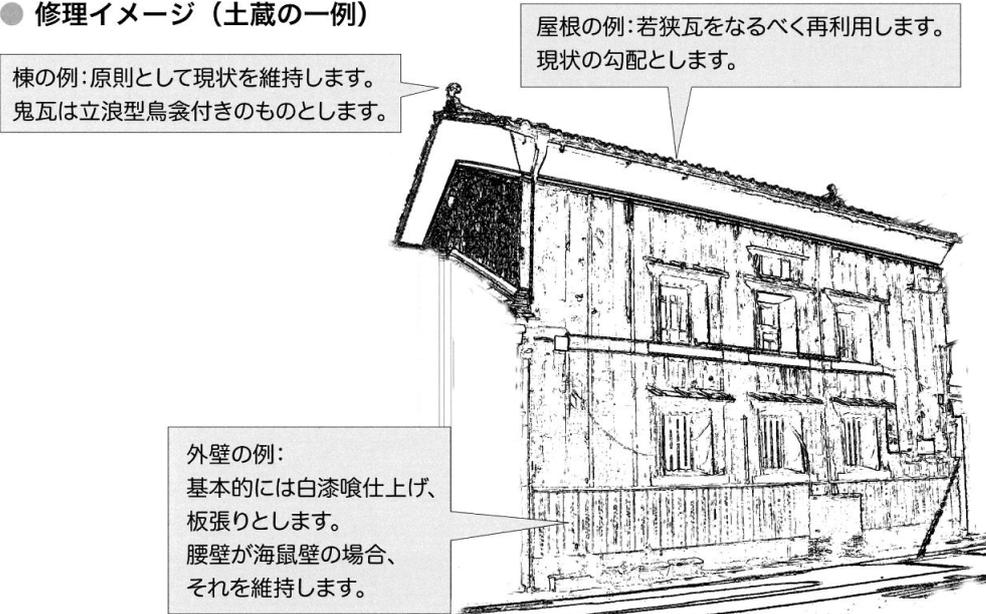
2階正面の例：
縁、手摺、雨戸などを維持します。
出窓がある場合は、出窓を維持し、
出窓を支える束などもそのまま維持します。
木質部はベンガラ塗りを基本とします。
袖壁は残します。

1階正面の例：
木製ガラス戸・平格子、出格子、
腰板張りなどがある場合は維持します。
木質部はベンガラ塗りを基本とします。

庇の例：瓦葺き、金属板葺き、
板葺きを維持します。
基本は現状の勾配とします。

構造・軒下・建築設備・色調：3ページの「修理イメージ（商家町の一例）」に同じ。

● 修理イメージ（土蔵の一例）



屋根の例：若狭瓦をなるべく再利用します。
現状の勾配とします。

棟の例：原則として現状を維持します。
鬼瓦は立浪型烏衾付きのものとしします。

外壁の例：
基本的には白漆喰仕上げ、
板張りとしします。
腰壁が海鼠壁の場合、
それを維持します。

構造：原則として、木造で伝統構法としします。
建築設備：住居で設備を付ける場合は、外部から望見できる位置は避けます。やむを得ない場合は囲いや設備の色調を目立たないようにしします。
色調：伝統的な色調（地域に伝わる色調）を活かしたものとしします。

小浜西組伝統的建造物群保存地区 修理基準②

町家の修景基準

地区内の伝統的建造物以外の建築物は、伝統的な景観にふさわしい外観として整えていく必要があります。伝統的建造物以外の建築物を下記の修景基準にそって、新築、増築、修繕などをする場合は外から望見できる範囲に対して、工事費用の一部補助を受けることができます。

伝統的建築物以外の建築物とは、

1. 昭和30年以前の建物で伝統的建造物として同意していない建物
2. 昭和31年以降の建物
3. これから新築する建物

【修景基準の対象とならない場合】

- * 新築修景で前面軒高18尺（約5.45m）を越えた場合
- * 道路から後退させて、新築修景をした場合
- * 道路から後退している現存の建物の場合

部位	修景の考え方	部位	修景の考え方				
本屋根	原則として平入りで、瓦葺きとし、若狭瓦の再利用もしくは日本瓦(色合いは、いぶし)とします。 勾配は約4寸～4寸5分とします。	軒高	2階建てまでとします。 新築の場合、前面軒高は18尺(約5.45m)以内とします。現在建っている18尺(約5.45m)を越える平入りの建築物も修景の対象とします。				
庇屋根	瓦葺き、金属板葺き、板葺きとします。 金属板の場合はこげ茶または銅系の色とします。 勾配は約3寸～4寸とします。	出入口・開口部	出入口は原則として引き戸とします。 開口部はなるべく修理基準を参考に伝統的な様式を取り入れます。 (建築基準法の範囲内で) 格子窓、虫籠窓、大戸、すり揚げ戸等				
外壁	板張り壁、土壁、漆喰壁とします。 板張り壁の場合は焼板もしくは茶系の色(ベンガラ塗り)を施します。 土壁の場合は黄土(クリーム)系または灰ねずみ(グレー)系の色とします。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc; padding: 5px;">黄土系</td> <td style="padding: 5px;">灰ねずみ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">例 10YR7.5/6 2.5Y8/4</td> <td style="padding: 5px;">例 N6 N6.5 N6.7 N5.5</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">建築での色の基準値です</p> 道路に面する2階正面には袖壁を設置します。	黄土系	灰ねずみ	例 10YR7.5/6 2.5Y8/4	例 N6 N6.5 N6.7 N5.5	建具・柱間など	なるべく修理基準を参考に伝統的な様式を取り入れます。 (建築基準法の範囲内で) 平格子、出格子、木製ガラス戸、すり揚げ戸、ガツリ、オダレ等 雨樋は、建築物全体の外観・周囲と調和させ、茶系の色とします。
黄土系	灰ねずみ						
例 10YR7.5/6 2.5Y8/4	例 N6 N6.5 N6.7 N5.5						

建築物等の許可基準

地区内の伝統的建造物以外の建築物で、建築物の修繕、改築、模様替えおよび色彩の変更、増築、移築、新築など現状変更をする場合は、許可基準にしたがって、事前に市の許可を得る必要があります。

許可基準とは、保存地区内で基本的に守っていくべきルールです

原則として木造で、本屋根は瓦葺きとします。周囲と違和感のない和風の建築物とします。
3階建ての場合は道路から見えない位置とします。
駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして伝統的な町並みの壁面線と調和させます。

小浜西組伝統的建造物群保存地区 修景基準

引用・参考文献

- 赤見 貞『蜘蛛の網－若狭の文化と伝統－』 小浜市立図書館 1971
- 小浜市史編纂委員会『小浜市史』社寺文書編 1976
- 米原正義『戦国武士と文芸の研究』 桜楓社 1976
- 高槻市教育委員会『摂津高槻城 本丸跡発掘調査報告書』 1984
- 小浜市教育委員会『後瀬山城跡－若狭武田氏居城の調査－』 1989
- 福井県立若狭歴史民俗資料館『中世若狭を駆ける－若狭武田氏とその文化－』 1992
- 小浜市史編纂委員会『小浜市史』通史編上 1992
- 小浜市教育委員会『わかさ小浜の町並み－旧小浜町町並み調査報告書－』 1992
- 福井県『福井県史 通史編2 中世』 1994
- 大森宏『戦国の若狭－人と城－』 1996
- 小浜市史編纂委員会『小浜市史』通史編下 1998
- 小浜市教育委員会『西縄手下遺跡』 1998
- 小浜市教育委員会『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』 2000
- 水野和雄・佐藤圭編『戦国大名朝倉氏と一乗谷』 高志書院 2002
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館『越前朝倉氏・一乗谷 眠りからさめた戦国の城下町』
2002
- 小浜市教育委員会『若狭小浜城跡Ⅱ』 2002
- 小浜市教育委員会『史跡後瀬山城跡環境整備基本計画Ⅰ 概要書』 2004
- 福井県立若狭歴史民俗資料館『若狭湾と中世の海の道 若狭湾の浦々と日本海流通』 2005
- 小浜市教育委員会『小浜市重要遺跡確認調査報告書Ⅱ』 2006
- 福井県立若狭歴史民俗資料館『若狭小浜藩』 2009
- 小浜市教育委員会・福井県教育庁埋蔵文化財調査センター『西縄手下遺跡発掘調査報告書Ⅱ』
2009
- 小浜市教育委員会『小浜市重要遺跡確認調査報告書Ⅲ』 2010
- 續伸一郎「港湾都市 堺における蔵遺構－埦列建物の検討－」千田嘉博・矢田俊文編『都市と城館の中世－学融合研究の試み－』高志書院 2010
- 小浜市・若狭町『小浜市・若狭町歴史文化基本構想・同保存活用計画』 2011
- 山上雅弘「戦国末期における畿内の城郭と蔵構造建物」小野正敏・五味文彦・萩原三雄編
『中世人のたからもの 蔵があらわす権力と富』 2011
- 小浜市教育委員会『若狭武田氏館跡関連遺跡発掘調査報告書』 2014
- 福井県立若狭歴史博物館『若狭武田氏の誇り』 2015
- 仁木宏・綿貫友子編『中世日本海の流通と港町』 清文堂 2015
- 福井県郷土誌懇談会編・松浦義則『越前・若狭の戦国』 岩田書院 2018

史跡後瀬山城跡保存活用計画書

発行 2019年3月
編集・刊行 小浜市教育委員会
〒917-8585 小浜市大手町6番3号
TEL 0770-64-6034 / FAX 0770-52-3223
印刷製本 有限会社 平田印刷

